

ともに生きる 福祉でまちづくり

越前市地域福祉計画
平成31年度～平成35年度

越 前 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の位置付け	
(1) 計画の根拠	
(2) 計画の目的	
(3) 計画の期間	
(4) 計画の範囲及び「地域」のとらえ方	
2 市総合計画との関係	
(1) 総合計画・基本構想との関係	
(2) その他の個別計画との関係	
3 計画策定の体制	
(1) 市民などとの意見交換会	
(2) 策定委員会	
(3) パブリックコメント	
4 前計画の進捗状況	
(1) 前計画の概要	
(2) 進捗状況	
第2章 計画の基本理念	14
1 基本理念「ともに生きる 福祉でまちづくり」	
第3章 計画の基本目標と体系	17
1 計画の基本目標と体系	
第4章 計画の施策推進の方向	18
基本目標1 ともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）	
(1) つながりの醸成	
(2) 地域住民のつながりによる地域力の維持と地域活性化	
(3) 地域の担い手の発掘・育成	
基本目標2 お互いを認め合うまち	
(1) 対等な関係づくり	
(2) 居場所づくり	

基本目標 3 課題を解決するための協力体制があるまち

- (1) 包括的な相談窓口と協力体制の整備
- (2) 地域力を支える関係団体・専門機関の人材育成
- (3) 保健・医療・教育・労働・福祉などの協働とサービスの創出

基本目標 4 安全で安心して快適に暮らせるまち

- (1) ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくり
- (2) 災害時の支援体制づくり
- (3) 防犯・事故防止・消費者被害対策

基本目標 5 育ちをつなげ自立を支えるまち

- (1) 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり
- (2) 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

第 5 章 計画の推進体制 29

- 1 計画の推進
- 2 地域福祉を支える地域社会資源
- 3 地域福祉を進める機関

資料編 36

- 1 越前市の概要
- 2 地域を取り巻く現状
- 3 越前市地域福祉計画の策定経過
- 4 越前市地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則
- 5 越前市地域福祉計画策定委員会委員名簿
- 6 越前市地域福祉計画策定委員会ワーキンググループ員名簿

1 計画の位置付け

(1) 計画の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条（注1）に基づく市町村地域福祉計画です。

越前市は、総合計画・基本構想に掲げたまちづくりの柱の1つである「元気な人づくり」を実現するために、地域福祉（注2）に関する市の福祉の方向性を示すものとして「越前市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

前計画の期間が平成26年度～平成30年度の5年間で満了することから、地域生活課題の多様化や複合化に対応するため、新たな計画を策定することにしました。

(2) 計画の目的

本計画は、地域の中で互いの存在を認め、支え合う地域福祉を推進するために、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」の計画です。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成31年度～平成35年度の5年間とします。

ただし、経済・社会情勢が急速に変化している現代においては、福祉を取り巻く環境変化により福祉政策の変動も想定されます。このため、本計画は必要に応じて見直すこととします。

(4) 計画の範囲及び「地域」のとらえ方

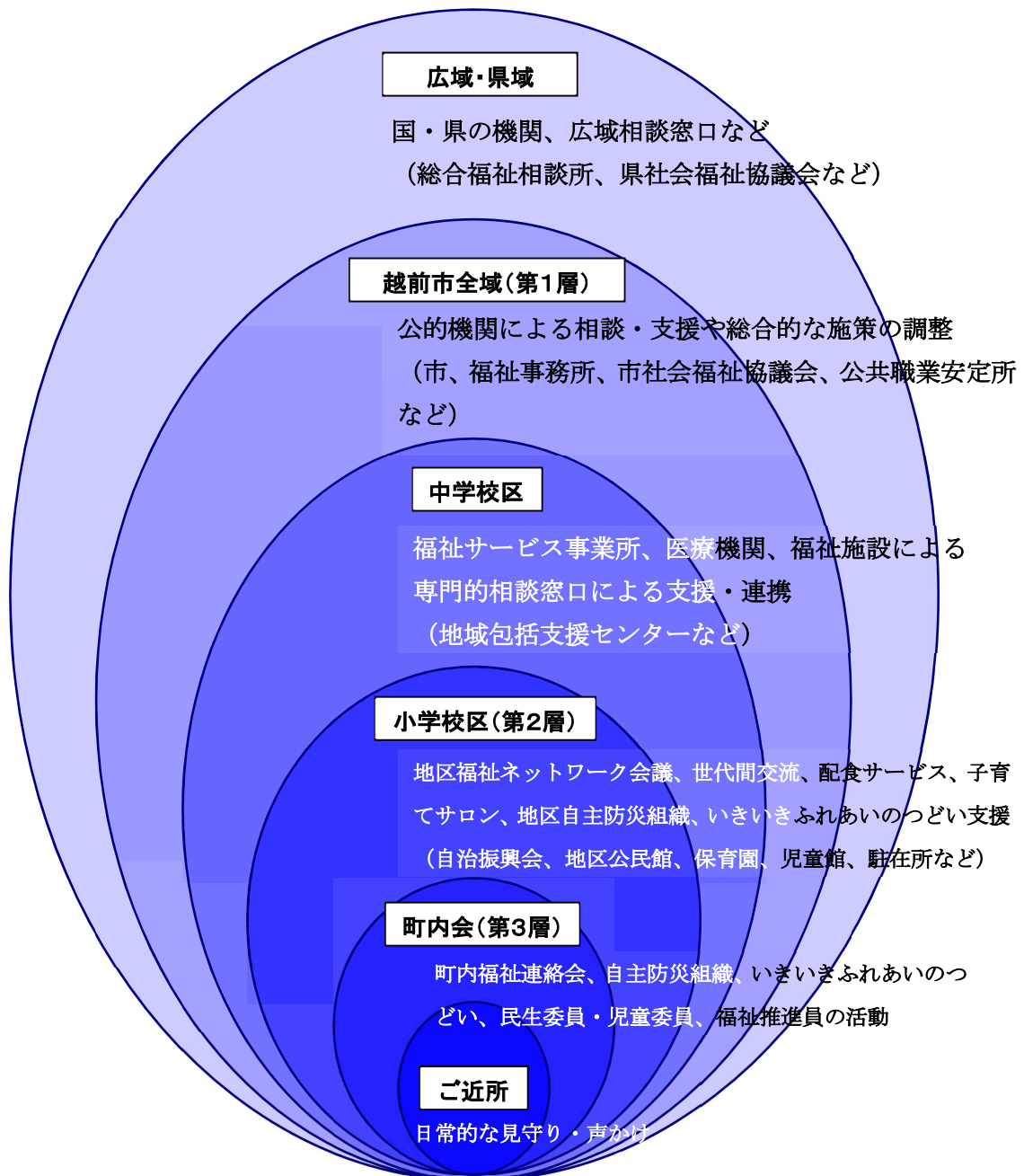
計画における地域福祉を推進していく対象エリアは、越前市全域とします。

地域における生活課題や福祉ニーズを的確に把握し、きめ細かに対応していくには、一定の範囲の「地域」の設定が必要になります。地域福祉活動を推進する上では、より身近な生活の範囲である地区自治振興会が活動している小学校区の区域を基本とします。

しかし、「小学校区」の地域ですべての地域課題を解決することは困難です。地域は、

図のとおり「ご近所」、「町内会（第3層）」、「小学校区（第2層）」、「中学校区」、「市全域（第1層）」におおむね区分されます。地域課題の解決にあたっては、課題の内容・質に応じて重層的に取り組むことが求められ、実施する活動内容などにより、柔軟に取り組んでいきます。

地域福祉を推進する「地域」のイメージ図



=====

(注1) 社会福祉法第107条(平成30年4月1日施行)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(注2) 地域福祉

法規定(社会福祉法より)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下、「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。(全国社会福祉協議会ホームページより)

2 市総合計画との関係

(1) 総合計画・基本構想との関係

本計画は、本市の総合計画・基本構想に掲げたまちづくりの柱の1つである「元気な人づくり」を実現する施策を推進するための福祉の基本計画という性格を持ちます。

また、越前市自治基本条例（注3）や越前市地域自治振興条例（注4）に定められたように、市民などと行政とが協働して、福祉のまちづくりに取り組んでいくための計画です。

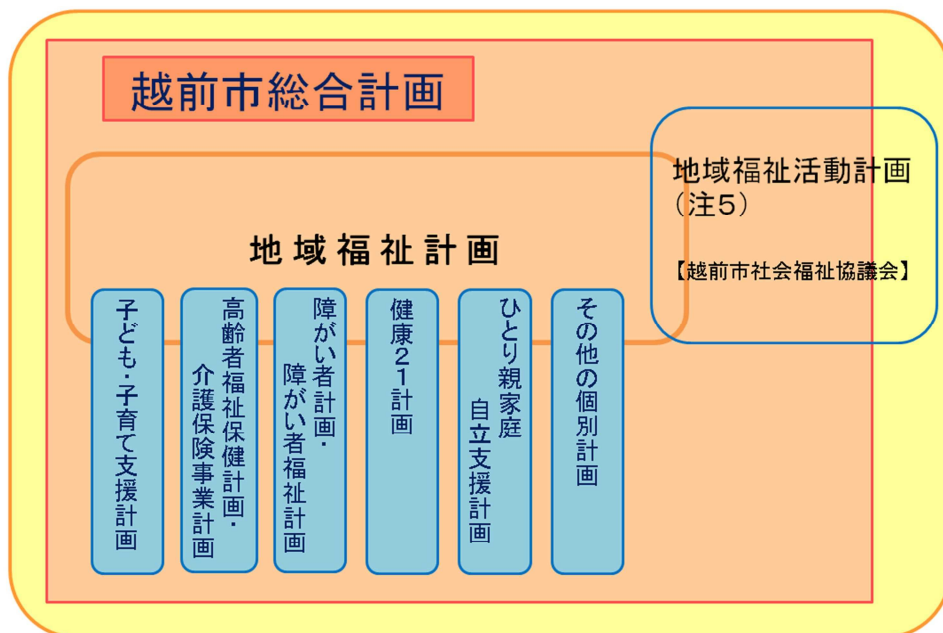
(2) その他の個別計画との関係

本計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどに関する計画やその他市民一人ひとりの生活にかかわる行政計画など、福祉分野の全ての個別計画の上位計画として位置づけるものです。

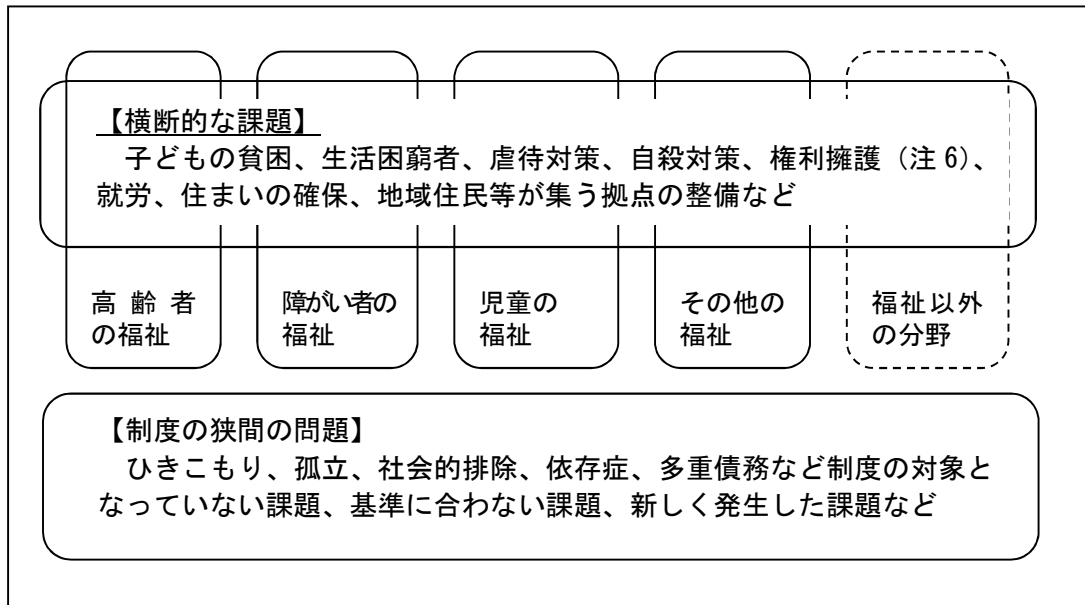
本計画と個別計画とは、地域福祉の理念を共有し、既に策定している個別計画において、本計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、既定の計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなすことができることとします。

本計画では、各個別計画及び既存制度の狭間にある問題や横断的な課題の解決に向けた理念と仕組みを示します。

地域福祉計画の位置づけ



共通して取組むべき事項



（注3）越前市自治基本条例

越前市自治基本条例は、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的として制定された。市民の、自己決定・自己責任のもとに自らがまちづくりの担い手となり、組織の一員としてまちづくりに関わる中で、市民自治を確立し、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを市民の自覚と行動により築き上げることを目的としている。

（注4）越前市地域自治振興条例

越前市地域自治振興条例は、地区の市民などが身近な課題を自主的に解決し、地区の個性を生かして自立的にまちづくりを行う自治振興会の活動に関する事項の大綱を定めることにより、市と当該団体との間の基本的関係を明らかにするとともに、当該団体の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もって地域自治の推進を資することを目的としている。

（注5）地域福祉活動計画

越前市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が策定した計画で、越前市が策定した地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健などの関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に係わるための具体的な活動の計画である。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉をどのように推進していくか活動促進までをまとめたものである。

（注6）権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障がい者の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

3 計画策定の体制

市民などとの意見交換会の意見を基に、策定委員会、ワーキンググループが相互に連携しあって、本計画を策定しました。

(1) 市民などとの意見交換会

本計画では、市民の皆さんが話し合い、計画を策定していく過程で、地域の生活課題に関心を持ち、主体的に福祉のまちづくりに取り組んでいけることが大切であると考えました。

市民などとの意見交換会として、地域ミーティング、夢・まちづくりトーク、地区福祉ネットワーク会議（注7）などにて意見を聴取しました。開催時期などは次のとおりです。

○ 開催時期など

- ・地域ミーティング
 - 5月 17地区にて「こころふれあう福祉のまちづくり」の意見聴取
- ・市長と語ろう 夢・まちづくりトーク
 - 4月 市地域公益活動推進協議会（笹ネット）
 - 10月 市民生委員・児童委員協議会連合会
 - 10月 市身体障害者福祉連合会
- ・各地区福祉ネットワーク会議
 - 6月～12月 17地区にて意見聴取
- ・市社会福祉法人地域協議会
 - 11月 市社会福祉法人地域協議会を開催し意見聴取
- ・ワークショップ
 - 11月 ともに生きる地域ワークショップを開催し意見聴取

(2) 策定委員会

福祉・医療などの専門家や、実際に地域で活動している人達が、市民の立場から、深く掘り下げた視点で地域福祉について検討するために、「越前市地域福祉計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置しました。

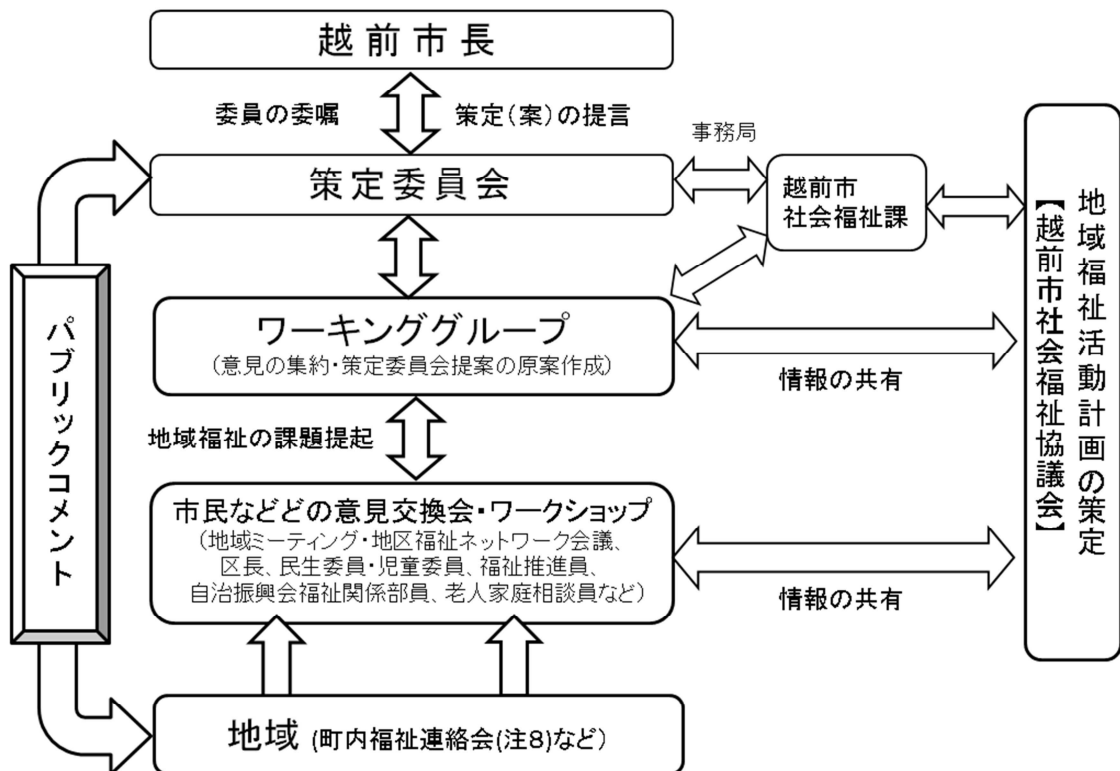
委員は15名で、学識経験者、団体関係者、福祉関係機関、行政機関及び市民代表3名に就任していただき、平成30年度中に4回開催され、活発な議論をいただきました。

また、本計画は、福祉分野だけでなく生活全般にかかわる計画であり、計画推進や包括的支援体制整備に関連の深い市各部署、武生公共職業安定所及び福井県丹南健康福祉センター並びに、地域福祉の実践団体である越前市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）との連携が非常に重要であることから、地域福祉の考え、方向性を行政全体で共有するために策定委員会に、これら団体の実務者を構成員としたワーキンググループを設置しました。グループ員は20名で、6回開催し、市民などの意見集約や策定委員会へ提出する素案を検討しました。

(3) パブリックコメント

市民の皆さんに策定委員会で検討された「越前市地域福祉計画（案）」に対し広く意見を求めるために、平成30年12月15日から32日間、市ホームページや各地区公民館などで計画素案を公表し、それに対する意見の募集を行いました。

市地域福祉計画の策定体制イメージ図



=====

(注7) 地区福祉ネットワーク会議

小学校区ごとに区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会福祉関係部員などが集まり、地区の地域福祉の課題について、話し合ったり情報交換したりする場。町内ごとの気掛かりな人を把握し、情報共有などを行っている。

(注8) 町内福祉連絡会

気掛かりな人への見守り活動とそのため話し合いの場を「町内福祉連絡会」といいます。区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員などで構成され、福祉マップを作成して、気掛かりな人や世帯の情報を共有したり、見守り者や支援者等の確認を行います。高齢者人口の増加、子どもを取り巻く環境の変化、障がいのある人の支援サービスの変化など、地域で支援が必要な人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。その中で、地域の住民同士で見守りあい、あたたかいつながりをつくることで、孤立を防ぎ、日々の安心につながり、地域生活課題の深刻化を防ぐことになります。(市社会福祉協議会作成 町内福祉連絡会の進め方～運営マニュアル～より)

4 前計画の進捗状況

(1) 前計画の概要

① 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

② 計画の骨子

前計画は、基本理念を「こころふれあう福祉のまちづくり～助け合い、支え合う地域社会の形成～」とし、「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれの役割分担と相互の連携・協働により、地域福祉を推進していくこととし、4つの基本目標を掲げ、計画を立てています。

基本目標1 助け合い、支え合えるまち

ご近所、町内会、自治振興会を単位とした、助け合い、支え合いの仕組みである「共助」を再構築し、誰もが困ったときに「助け合い、支え合う」

基本目標2 互いの立場を認め合うまち

地域で暮らしている人は誰でも社会を構成する一員として平等であり、相互に人権を尊重し合い「互いの立場を認め合う」

基本目標3 支え合いのネットワークがあるまち

市民・地域・各種関係団体・行政など結び合い、保健・福祉・医療などの連携と複合的な相談に対応できる「支え合いのネットワーク」

基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち

生活環境と心のバリアフリー化や、緊急時や災害時に助け合える地域づくりを推進し、「安全で安心して快適に暮らせる」

(2) 進捗状況

本計画を策定するにあたり、前計画の進捗状況について、ワーキンググループにおいて検証を行い、策定委員会において、5年間の福祉課題に対する取組みについて、計画の基本目標に沿って推進されていると評価を得ました。

前計画の主な取組み状況は、次のとおりです。

基本目標1

①町内福祉連絡会と地区福祉ネットワーク会議の開催

地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を検討する場として、町内会ごとに町内福祉連絡会を開催し、地域のニーズと気がかりな世帯を把握し、見守り活動を推進

しています。平成29年度から、町内福祉連絡会の運営マニュアル等を作成し、約7割の町内で開催しました。また、町内の課題を共有するため地区福祉ネットワーク会議の定例化を図り全地区で開催しています。これらの取組みについて、市社会福祉協議会が推進役として重要な役割を果たしてきています。

②高齢者を対象とした地域支え合い事業スタート

平成29年度から、生活支援サービス（注9）の体制整備に向けて、生活支援体制整備事業を活用し、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員（注10））と協議体を第1層（市全域）と第2層（小学校区）に設置することとし、地域資源の開発やネットワークを構築することにより、多様な事業主体による重層的な生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築を行いました。

③三者連名による福祉推進員の委嘱

平成29年4月1日から自治振興会・市社会福祉協議会・本市の三者連名による委嘱とし、三者間の連携と地域全体で支え合う体制を強化しました。

基本目標2

①小・中学校で人権教育全体計画に基づいた推進計画を作成

道徳や特別活動の時間だけでなく、全ての教育活動を通じて人権教育を行いました。また、学校だよりの発行等を通して、保護者への理解と協力を呼びかけました。

②障害者差別解消法の施行にともなう職員対応要領の制定と相談窓口の開設

平成29年4月1日、「越前市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定し、相談体制の整備と「障がい者差別解消越前市職員対応ガイドライン」（注11）を策定しました。

③新しい情報発信ツールの整備

平成30年3月、暮らしをサポートする市情報アプリ「えつつぶ」を公開しました。また、子育て総合支援サイト「子育てどんとこい！越前市」を開設しました。

④多言語での相談体制と情報発信の推進

平成29年度から市民課の窓口ポルトガル語や中国語が話せる相談員を集約配置し、生活するうえで困ったことなどを相談できる体制を整備しました。また、市広報紙を翻訳し配布しています（平成30年度3か国語対応）。

基本目標3

①民間事業所等による見守り体制の強化、拡大

各世帯を訪問する機会の多い民間事業所と締結している「地域見守り活動協力に関する協定」（注12）について、8事業所から38事業所に拡大しました。

②生活困窮者のための自立支援窓口の設置

平成27年4月から、福祉健康センターに生活困窮者のための自立支援窓口として「自

立相談支援センター」(市社会福祉協議会への委託事業)を開設しました。支援員が相談を受け、一人ひとりの状況に合わせたプランを作成し、解決に向けた支援を行っています。

③共生型サービスの導入

平成30年度から市内4事業所で共生型サービス(高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするための位置付け)を導入しました。

④社会福祉法人制度改革にともなう社会福祉法人による地域における公益的な取り組み

平成29年4月、社会福祉法人が地域公益事業を行うにあたり、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、円滑かつ公正に意見聴取を行うため市社会福祉法人地域協議会(注13)を立ち上げました。また、平成30年2月には、地域の福祉課題に協力して取り組むため、市内全19法人が市地域公益活動推進協議会(通称: 笹ネット)(注14)を設立しました。県内での協議会発足は市レベルでは初めてであり、市内全ての法人の参加は全国でも珍しい取り組みとなっています。

⑤切れ目のない支援に向けた取り組み

ア. 医療的ケア児等への福祉・保健・医療の連携強化

これまで個別ケース会議は実施してきましたが、平成29年10月から療育体制の充実に目的にケース会議を実施し、平成30年度には、医療的ケア児の支援および連携体制の構築を目的に医療的ケア児等支援に係る協議の場を設けました。

イ. 「子育て世代包括支援センター」の設置

平成27年4月から、妊娠期から子育て期まで相談を総合的に受け、切れ目のない支援を行うため福祉健康センターにある「子ども・子育て総合相談窓口」に、「子育て世代包括支援センター」を併設しました。

基本目標4

①公共施設のユニバーサルデザインの推進

武生中央公園の再整備、瓜生水と緑の公園の整備にあたり、ユニバーサルデザインの採用とバリアフリーに配慮し、園路や広場の整備、多目的トイレの設置や水飲み器の設置を行いました。また、市本庁建設事業、複合施設(今立総合支所)建設事業において、市民フォーラム、市民説明会、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映し、建設工事に着工しました。

②ハートフルパーキングの拡大

平成28年度、公民館や公共施設等に働きかけ、ハートフルパーキング(注15)の登録施設を88施設まで拡大を図りました。

③多機能トイレ、授乳室(赤ちゃんの駅)などの整備

福祉健康センターに多機能トイレ、赤ちゃんの駅、個別トイレに幼児チェアを設置し、授乳やおむつの交換などができるよう整備しました。フロアには案内板や表示を掲示し

て、利便性の向上に努めています。

④窓口における情報保障

平成29年1月から、本市の5つの窓口にタブレットを配置し、手話奉仕員による手話通訳や筆記による支援を行っています。

⑤「越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議」の設置

平成30年11月、悪質商法等消費者被害の未然防止を図るため、福祉部門で先行している「高齢者等虐待防止ネットワーク」に消費者部門も参加し、関係団体との連携を強固にし、基盤固めを行うため、「越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議（仮称）」（注16）を設置しました。

⑥「越前市通学路交通安全プログラム」の策定

平成28年度、通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、関係機関の連携体制を再構築し、「越前市通学路交通安全プログラム」を策定しました。「越前市通学路安全推進会議」において、関係機関の連携を図っています。

⑦避難行動要支援者避難支援制度の推進

災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、情報共有を図るとともに、避難支援をより確実なものとするため、計画の作成を進めています。

⑧一斉電話配信システムの導入

平成28年度から、土砂災害特別計画区域（レッドゾーン）内の世帯に対し、一斉電話配信システムを導入し、情報の伝達を開始しました。

=====

（注9）生活支援サービス

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活が送れるように、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人などの多様な事業主体が、配食や家事援助、外出支援や安否確認などといった各種の生活支援サービスを行う。

（注10）地域支え合い推進員

要支援高齢者の生活支援の担い手となるボランティアの育成やサービス提供団体のネットワーク、地域資源の開拓など、多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進します。第1層は市全域、第2層は小学校区で設置している。

（注11）障がい者差別解消法越前市職員対応ガイドライン

本市において、市職員が、障がいのある人に対し、障がいの種類や程度に関わらず不当な差別的取扱いをすることなく、各業務に適した合理的配慮ができるようになることを目的に策定したもので、平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社・お店など）に対して、「不当な差別的取り扱いの禁止」と障がい者に対する可能な限りの「合理的配慮の提供」が求められている。

(注12) 地域見守り活動協力に関する協定

郵便、新聞、食料品、飲料、ガス、電気など、各世帯を訪問する機会が多い民間事業者と「地域見守り活動協力に関する協定」を締結し、日々の業務や活動の中での協力を得ることにより、気がかりな世帯に気づいた場合、市に通報する仕組みで、異変を早期に発見し、迅速に支援につなげられるよう見守り体制の強化を図っている。

(注13) 市社会福祉法人地域協議会

社会福祉法第55条の2の規定に基づき、越前市内に施設や事業所等を持つ社会福祉法人が同条に規定する社会福祉充実計画を作成し、同条第4項第2号に規定する地域公益事業を本市において実施する場合において、円滑かつ公正中立な意見聴取を行うとともに、地域における福祉課題の共有と解決に向けた各事業の実施体制の調整など、地域福祉の推進体制の強化を図ることを目的として設置したもの。

(注14) 市地域公益活動推進協議会（笹ネット）

本市に事業所を置く社会福祉法人（以下、「市内法人」）が新たな協力関係を築き、連携・協働して改正社会福祉法に基づく「地域における公益的な取組」を実施することにより、社会福祉法人に対する市民の信頼を確保し、もって地域福祉の充実を図ることを目的として設置したもの。市内法人の協働による「地域における公益的な取組」の実施や市内法人の職員の育成支援などを行っている。

(注15) ハートフルパーキング

身体障害者等用駐車場以外の出入口付近の駐車スペースで、障がいのある人、高齢の人、小さなお子さんを連れた人等が優先的に利用できる。

(注16) 越前市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議

高齢者及び障がいの虐待防止及び消費者被害の未然防止に資することを目的に設置された。早期発見及び支援体制の構築、未然防止に向けた啓発活動、事例検討、防止するための連携強化等を行う。

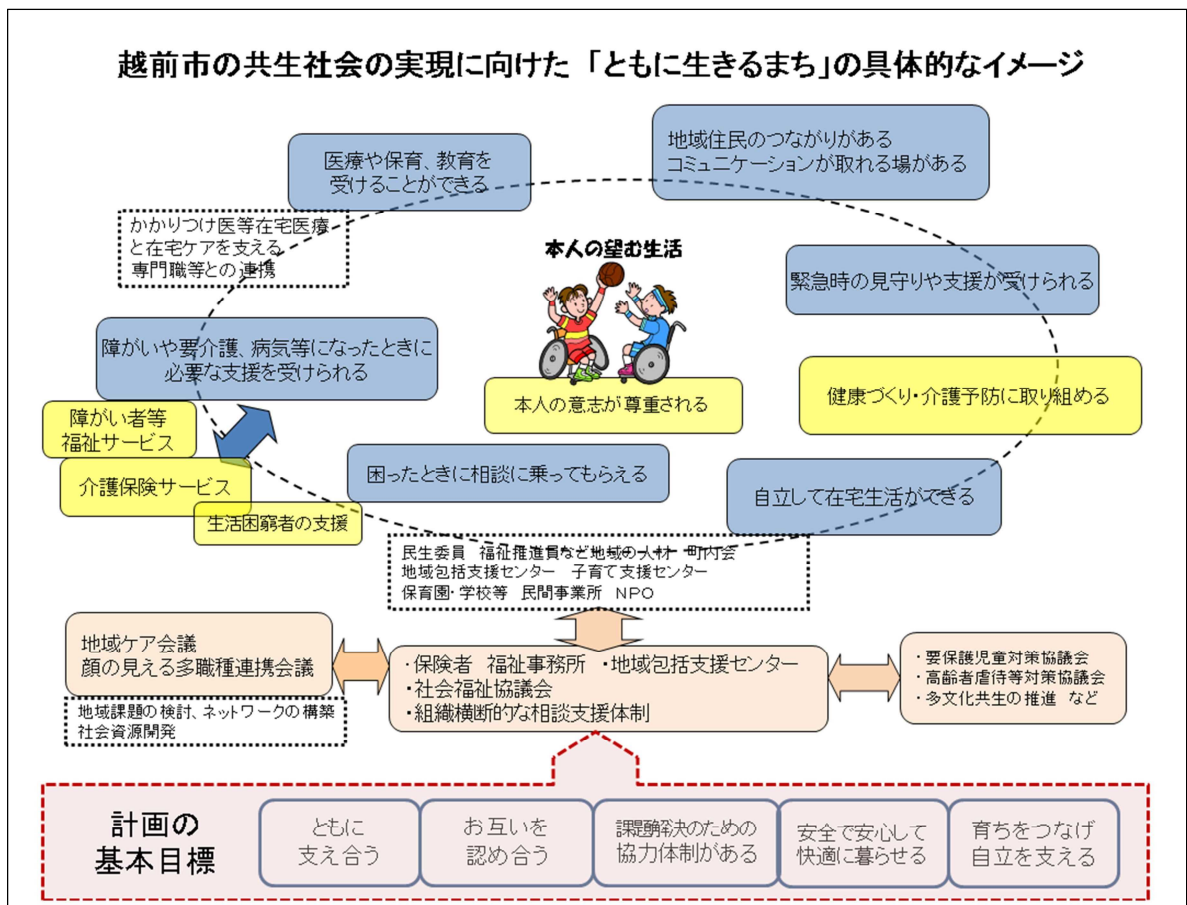
1 基本理念

ともに生きる 福祉でまちづくり

本計画は、越前市総合計画の“自立”と“協働”を基本理念に掲げた5つのまちづくりの柱の一つである「元気な人づくり」の実現を目指すための計画です。

私たち地域住民等（*）が主体となって考え、行動し、相互に支え合える関係性を築くために、誰もがお互いの存在を知り、認め合い、多様な生き方や自己実現の場をつくっていきます。そして越前市は、「ともに生きる 福祉でまちづくり」の理念のもと、相談支援機関や専門機関等と協働で、地域共生社会を構築するための基盤整備を行います。

（*）地域住民等とは、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」をいいます。



■本計画の対象となる人

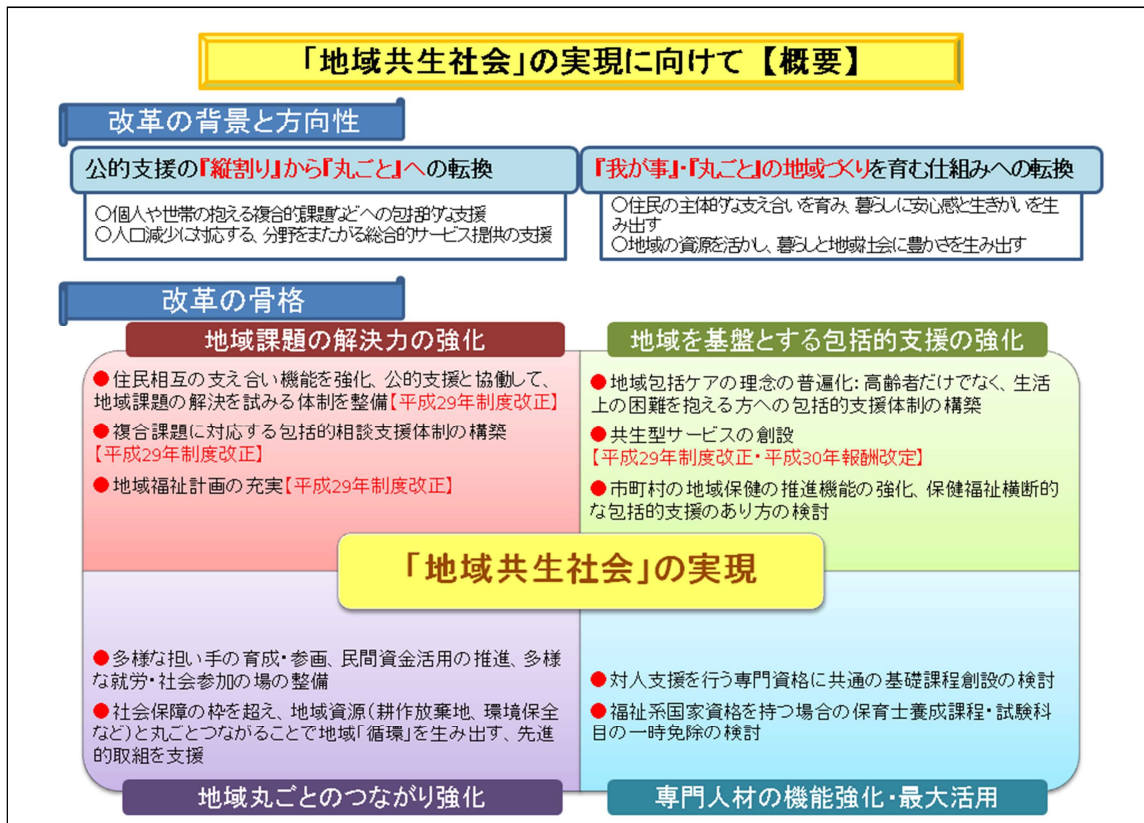
市民（市内に住み、勤め、若しくは通学する者又は市内に事務所を有する法人、市内で活動する組織その他の団体）です。年齢、国籍、宗教、出身地、性別、性的指向及び性自認（注17）、障がいの有無を問わない等、偏見、不当な扱い、差別、排除されることなく、基本的人権（人間が人間らしく生活するうえで、生まれながらにもっている侵すことのできない永久の権利）が尊重されることが前提となります。

■「福祉“で”まちづくり」とは

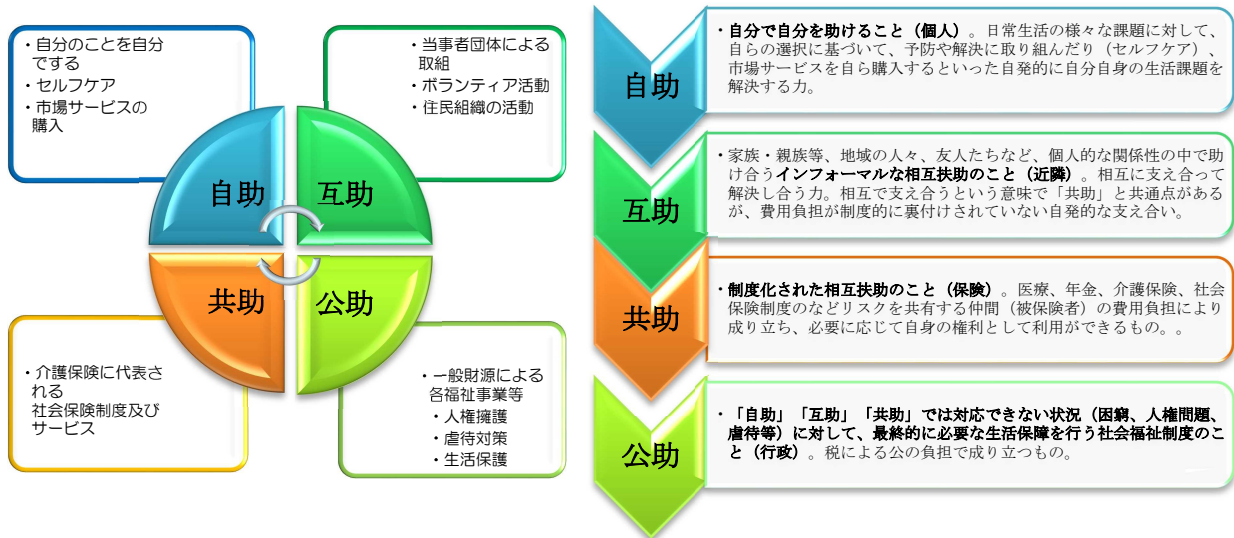
地域住民等による地域生活課題を起点としたまちづくりをいいます。誰もが役割を持ち、自分たちのことは自分たちで決め（市民自治）、地域力の強化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも資する仕組みを自分たちで創る（当事者主義）ことを目指します。また、地域の相談支援機関や専門機関等は課題解決のための協力体制を整えます。

■「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。（厚生労働省／「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より）



■ 自助・互助・共助・公助とは



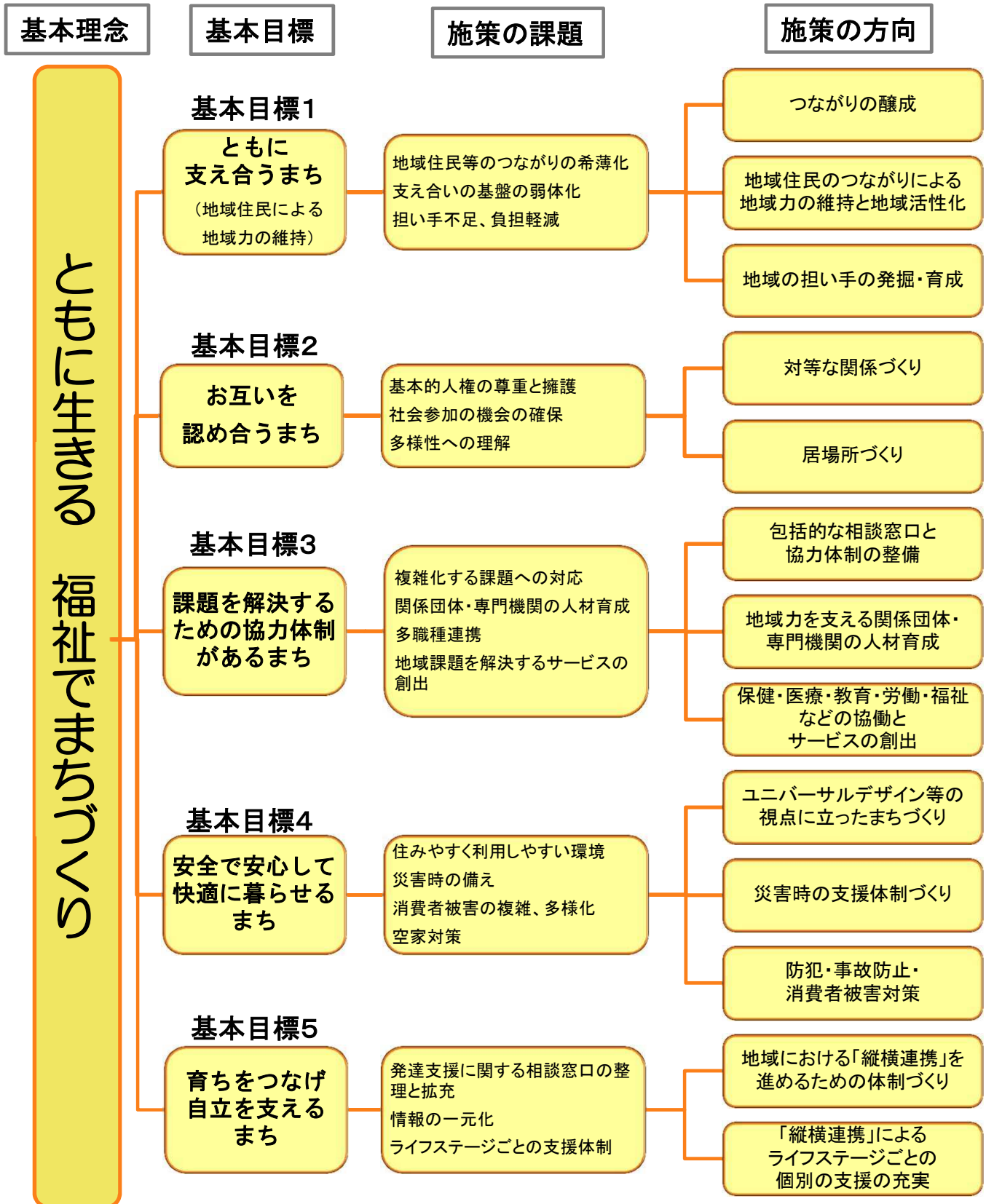
地域福祉の推進は、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働によって取り組むことを基本とします。

参考文献等…厚生労働省『地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」(平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より)』

(注17) 性的指向及び性自認

性的指向(Sexual Orientation)とは、恋愛感情や性的な関心・興味が主にどの性別に向いているかをいいます。性自認(Gender Identity)とは、「私は女である」「私は男である」等の、自分がどの性別であるか又ははないかということについての内面的・個人的な認識をいいます。性的指向や性自認はすべての人に関わることから、性的マイノリティの総称である「LGBT」から、英語表記の頭文字を取って「SOGI」という言葉が国連などの国際機関などで用いられています。

1 計画の基本目標と体系 策定の体制



基本目標 1) ともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）

地域住民等のつながりの希薄化により、人びとの生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。地域住民が自分でできることを少しずつ役割分担しながら、地域での見守り活動の強化、地域の担い手の発掘と人材育成を図るとともに、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携により地域のつながりを再構築し、「ともに支え合うまち」を目指します。

【施策の方向】

（1）つながりの醸成

地域住民が安心して暮らせるよう、多様な方がつながり、互いの存在を認め合う「顔の見える関係づくり」を進めます。

○主な取り組み

- ・地域住民等が相互に支える・支えられる関係性をつくり、社会や地域に生きがいをもって貢献できる仕組みをつくりまします。
- ・町内の行事や地区でのイベントなど、身近に交流ができる場に積極的に参加できるよう工夫します。

（2）地域住民のつながりによる地域力の維持と地域活性化

地域のニーズと気がかりな世帯を把握し、町内や企業等との連携による見守り活動の推進を図るとともに、地域全体で支え合う地域力の維持に努めます。また、地域全体で課題の共有や解決する場をつくるなど、「持続可能な体制づくり」を進めます。

○主な取り組み

- ・子ども、高齢者、障がいのある人、ひきこもり、生活困窮者など、すべての地域住民を対象とし、地域全体で包摂的に取り組みを進めます。
- ・町内福祉連絡会（注8）（同等の機能をもった会合を含む）を開催し、町内の見守り活動の推進を図り、地域生活課題を把握します。
- ・町内福祉連絡会で把握された課題を地区福祉ネットワーク会議（注7）（≒第2層支え合い協議体）につなげ、課題の共有や解決する仕組みを構築します。

(3) 地域の担い手の発掘・育成

地域福祉活動を継続していくために、地域福祉活動の担い手やリーダーの発掘、育成が重要です。また、福祉課題が複雑になっていることから、担い手（支援者）の負担感を軽減するため、地域住民等が地域をつくる一員であることを認識することが必要です。様々な経験や技術を持つ元気な高齢者を始め、地域住民の参加、参画により、それぞれの役割を担うことができるよう「地域づくり」を進めます。

○主な取組み

- ・日常生活を送るなかで、誰もが地域福祉活動に関わっていけるよう参加の機会を拡充し、交流の場をつくります。
- ・地域が抱える課題に目を向ける勉強会の開催やリーダーの育成を積極的に行います。
- ・ボランティア活動（地域福祉活動）に関する情報や活躍できる場の提供に努めます。
- ・地域の中で担い手（当事者）の声に傾聴し、役割の見直し、人材の発掘に努め、地域の特徴や特性に応じた担い手の育成を行います。

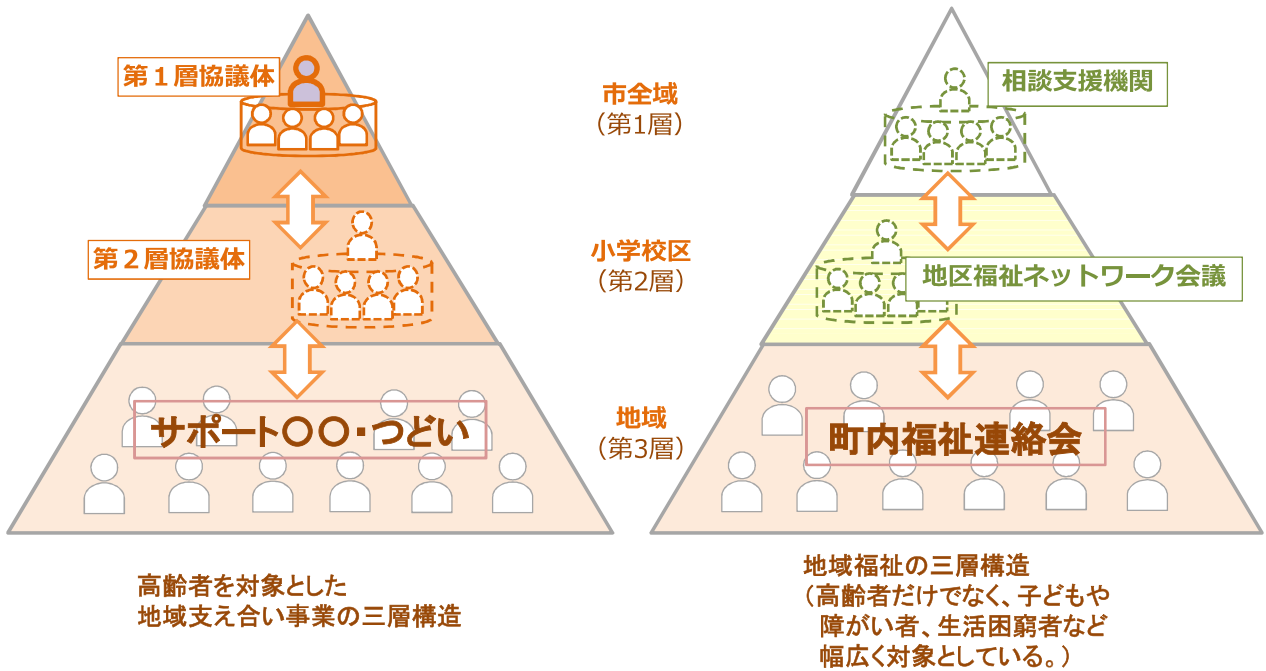
(注7) 地区福祉ネットワーク会議（再掲）

小学校区ごとに区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員、自治振興会福祉関係部員などが集まり、地区の地域福祉の課題について、話し合ったり情報交換したりする場。町内ごとの気掛かりな人を把握し、情報共有などを行っている。

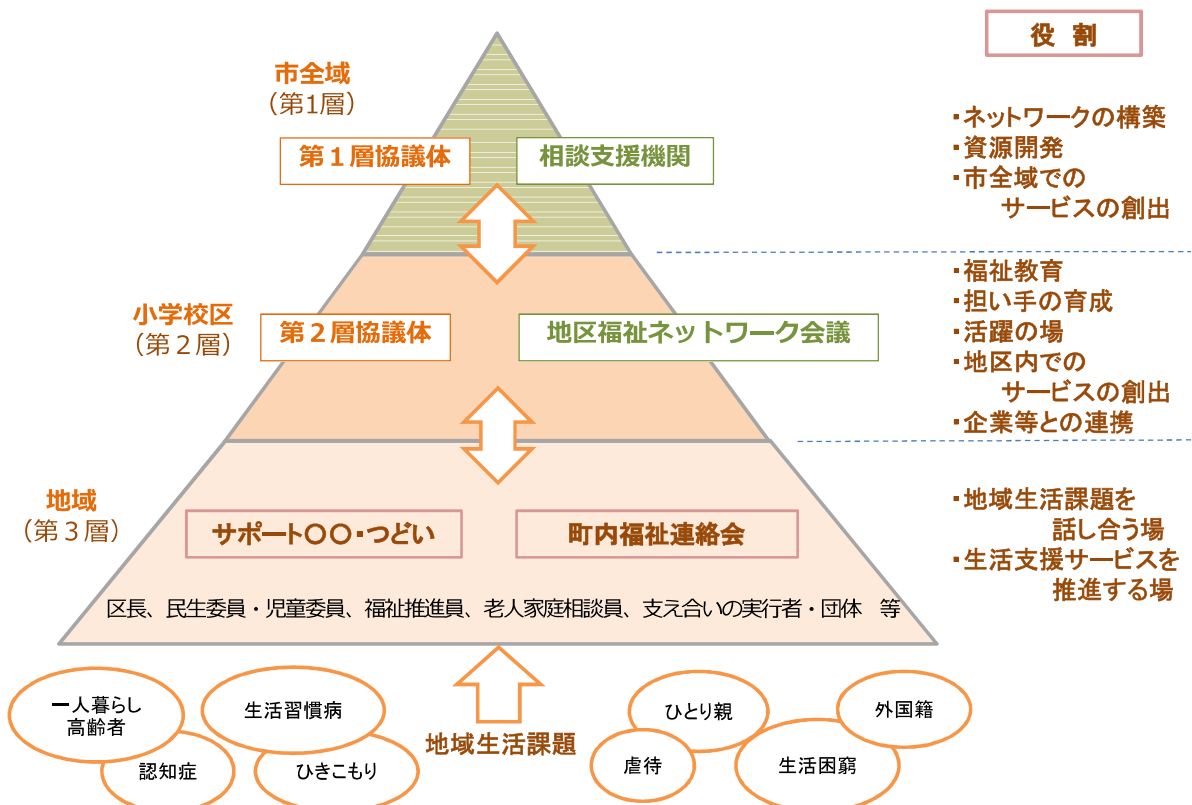
(注8) 町内福祉連絡会（再掲）

気掛かりな人への見守り活動とそのため話し合いの場を「町内福祉連絡会」といいます。区長、民生委員・児童委員、福祉推進員、老人家庭相談員などで構成され、福祉マップを作成して、気掛かりな人や世帯の情報を共有したり、見守り者や支援者等の確認を行います。高齢者人口の増加、子どもを取り巻く環境の変化、障がいのある人の支援サービスの変化など、地域で支援が必要な人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。その中で、地域の住民同士で見守りあい、あたたかいつながりをつくることで、孤立を防ぎ、日々の安心につながり、地域生活課題の深刻化を防ぐこととなります。（市社会福祉協議会作成町内福祉連絡会の進め方～運営マニュアル～より）

「我が事・丸ごと」の地域づくり(現状)



地域で課題の共有や解決する仕組み(目指す体制)



基本目標2 お互いを認め合うまち

本市に住む外国人市民の人口は年々増加傾向にあり、外国人市民も日本人市民も同様に地域に暮らす地域住民として認識し、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。

また、近年では従来の男性、女性という性別だけでなく、一人ひとり性のあり方は異なると知られるようになり、性的マイノリティの生活上の困難を解消できるよう取り組むことも大切であると認識されるようになってきました。

差別をされたり、不当な被害を受けたり、人と違うからと排除されることなく、すべての人が尊重され、参加の機会を保障されることで自分の持っている力を発揮できる「お互いを認め合うまち」を目指します。

【施策の方向】

(1) 対等な関係づくり

市民が平等で差別や偏見のないまちづくりを進めます。また、お互いに尊重し合い、自分らしく過ごすことのできる包摂的なまちづくりを進めます。

○主な取り組み

- ・学校や地域における人権教育、福祉教育や啓発活動を推進します。
- ・市民向けの講演会や講座を開催します。
- ・障がい者差別解消越前市職員対応ガイドラインを紹介し、事業所等での活用を推進します。
- ・多様な人を想定した情報保障（情報提供）に努めます。
- ・多様な背景を持った人の自立につながる取り組みを推進します。
- ・相談体制を整え、当事者のニーズを把握するよう努めます。
- ・意思決定を支援するとともに、本人の利益を尊重できるよう地域連携ネットワークを整備し、制度の周知に努めます。
- ・第三者救済機関の創設に努めます。

(2) 居場所づくり

いきいきと個々の能力を活かし生きがいを感じながら生活できるまちを目指します。また、多様な背景を持った人や多世代の人の居場所づくりを進めます。

○主な取組み

- ・サロン、つどいなど、居場所づくりを推進します。
- ・高齢者の知識や経験など、地域の持つ力を活かした事業を推進します。
- ・障がい者等を雇用する側の企業等を支援します。
- ・ボランティアの育成を行います。
- ・NPO等による学習支援などの居場所づくりを支援します。

障がい者差別解消越前市職員対応ガイドラインより

【不当な差別的取扱い】とは

正当な理由なく、障がいを理由としてサービスや各種機会の提供を拒否する、または提供にあたって場所・時間帯等を制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付けること等により障がい者の権利利益を侵害することです。

★不当な差別の具体例

- × 障がいを理由に窓口対応の順序を後回しにする。
- × 障がいを理由に説明会、イベント等への参加を断る。
- × 障がいを理由に書面の交付、資料等の提供を断る。
- × 障がいを理由に来庁の際に付添者の同行を求めたり、特に支障がないのに付添者の同行を断る。
- × 障がいを理由に本人を無視して、介助者や付添者のみに話しかける。

【合理的配慮】とは

障がいのある人が障がいのない人と同じように暮らし、サービスを受けられるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くため、個別の調整や変更をすることです。建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、場所・時間帯等の調整、情報アクセシビリティの環境づくり等がこれに含まれます。


☆合理的配慮の具体例

- 窓口等において、複数のコミュニケーション手段を選択できるよう、筆記用具や意思表示ツール等をあらかじめ用意しておく。
- 情報発信及び返信收受の手段は、文書以外にも電話、FAX、電子メール等複数のものを用意する。
- 会議やイベント等の会場選定は、あらゆる障がいへの対応を想定して行う。

【主な障がいの特性と対応例①】

越前市職員対応ガイドライン

聴覚障がいの ある方には


- 
- ・相手の求めるコミュニケーションの方法はそれぞれです。(手話、口話、筆談など)
 - ・話をする際はしっかりとアイコンタクトを取り、相手はこちらを見ているか確認します。
 - ・唇の形で言っていることを推測するため、マスクなどは外します。
 - ・音声だけで話すことは避け、図などの視覚的な情報も使います。

主な特性

話を聞き取ったり、周囲の音から状況を判断することが困難です。

- ・外見上、分かりにくいいため、困難なことが周りの人に気づかれにくいことがあります。

視覚障がいの ある方には

- 
- ・声をかけるときには、自己紹介から始めます。説明するときは、「こっち」「それ」ではなく、「あなたの正面」などと具体的に説明します。
 - ・突然体には触れずに、前方から声をかけます。
 - ・自筆が困難である場合に、本人からの要望を受けて、意思を確認しながら代筆対応します。
 - ・手続き中は終わるまで同じ職員が対応するようにします。

主な特性

文字を読み取ったり、慣れない場所では移動することが困難です。

- ・全く見えない人と見えづらい人がいて、見えづらい人の中には、細部がよく分からない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭いなど、見え方は様々です。

基本目標3 課題を解決するための協力体制があるまち

高齢者夫婦のみの世帯、一人暮らしの高齢者世帯の増加、世帯員数の減少に伴う家族内の支え合い機能の低下、社会構造や住民意識の変化による地域でのつながりの希薄化などの要因が絡み、虐待や孤立死、老老介護などが社会問題化するなど、複雑化する課題が地域に存在しています。

それらの複雑化する課題は、家族や地域だけでは解決することは難しく、解決のためには、専門の支援機関に容易につながる仕組みが重要です。さらに各専門機関が複雑化する課題に対応できるよう専門性の向上を図り、多職種が協働して課題解決に取り組まなければなりません。

複雑化する課題に対応するため包括的な相談窓口を設置し、多職種が共に学び連携しながら課題の解決を行う「課題を解決するための協力体制があるまち」を目指します。

【施策の方向】

(1) 包括的な相談窓口と協力体制の整備

誰もが気軽に相談できる包括的な窓口の整備と周知をしていきます。また、複雑化する課題に対して子ども・子育て相談窓口や自立相談支援窓口、地域包括支援センターなどの各相談機関が連携して、地域共生社会を目指します。

○主な取り組み

- ・包括的な相談窓口の設置に努めます。
- ・各相談機関に地区担当制を導入するよう努めます。
- ・町内福祉連絡会や民生委員・児童委員の研修会等で相談窓口の周知を行います。
- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の設置を検討します。

(2) 地域力を支える関係団体・専門機関の人材育成

複雑化した課題の解決に向けて、専門的観点から助言や支援を行える関係団体・専門機関の人材の育成を図ります。

○主な取り組み

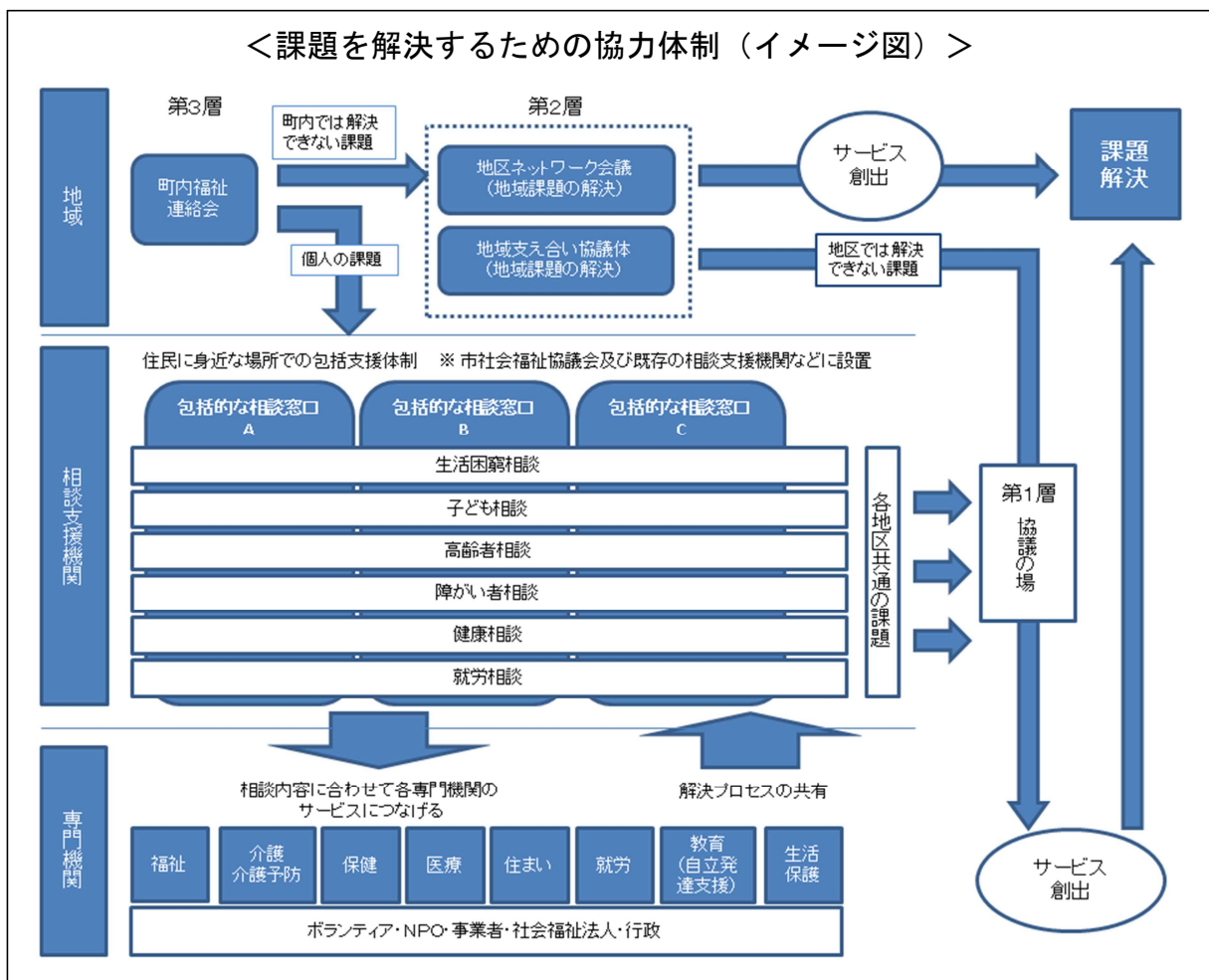
- ・見守り協定を締結した事業所向けの研修会を実施します。
- ・サロンやつどいに関係団体や専門機関の職員が講師としての参加を推進します。

(3) 保健・医療・教育・労働・福祉などの協働とサービスの創出

地域の課題を共有し、多職種がそれぞれの専門的な役割や強みを活かし協働しながら、様々な課題を解決するサービスを創出します。

○主な取組み

- ・地域の課題を積極的に公開し、広く解決案を募る機会を設けるよう努めます。
- ・各関係機関と協力し、多職種が参加できる研修会を実施します。
- ・包括的な支援の中で、自殺対策に取り組みます。



基本目標4 安全で安心して快適に暮らせるまち

地域で生活するなかで、道路や交通機関、施設などを利用する際に、他の人が何でもないと感じる状況でも利用ができなかったり、利用しづらかったりする場合があります。どんな状況でも利用しやすい生活環境のバリアフリーが必要です。

また、近年、自然災害が相次いでおり、日頃からの防災のあり方が問われています。消費者被害は、手口が複雑、多様化し、被害者が後を絶たないなど、地域住民が住み慣れた地域で、安全に暮らし続けられるよう、防犯・防災意識を高めることが重要です。情報が届きにくい人への対策も講じながら、誰もが利用しやすく、安心して暮らせる地域環境をつくり、「安全で安心して快適に暮らせるまち」を目指します。

【施策の方向】

(1) ユニバーサルデザイン等の視点に立ったまちづくり

道路や交通機関、施設などの整備や様々なサービスの提供においては、ユニバーサルデザイン（注 18）を推進し、誰もが社会参加できるまちづくりを推進します。また、アクセシビリティ（注 19）に配慮し、誰もが必要な情報を入手できる環境づくりを進めます。

○主な取組み

- ・生活環境のバリアフリーをより一層推進します。
- ・ユニバーサルデザインを推進するとともに、情報保障（環境づくり）を含め、チェックリストの作成を検討します。
- ・誰もが利用しやすい公共交通や移動支援のあり方を検討します。
- ・ICT（情報通信技術）の活用による社会課題の解決に努めます。

(2) 災害時の支援体制づくり

災害時の備えとして、避難行動要支援者を把握するとともに、地域における支援体制づくりを推進します。また、障がい者や外国籍の地域住民など情報が届きにくい人に対し、アクセシビリティの向上を図るとともに、配慮を必要とする方やその家族が利用しやすい避難所の運営を進めます。

○主な取組み

- ・配慮を必要とする人やその家族に対し、一般避難所における福祉避難スペースの確保に努めます。

- ・災害時に誰もが分かりやすい情報を発信（取得）できるよう、環境づくりに努めます。
- ・避難行動要支援者に対する個別支援計画の作成と地域の避難支援者の確保に努めます。

（3）防犯・事故防止・消費者被害対策

交通事故や犯罪、災害などから身を守るため、子ども、高齢者、障がい者、外国籍の人などが危険にさらされないよう、地域全体の防犯意識や関心を高めるよう努めます。消費者被害の防止、被害の早期発見・救済に向け、消費生活上特に配慮を要する消費者に対する取り組みを行うとともに、情報共有を図り、効果的な対策を講じるため、関係機関との連携の強化を進めます。また、管理されていない空家の諸問題の改善に取り組みます。

○主な取り組み

- ・防犯パトロール、防災訓練などの活動を実施、支援するとともに、地域住民の防犯・防災意識の向上を図ります。
- ・市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議（消費者安全確保地域協議会）において啓発活動を積極的に推進し、消費者被害の未然防止等に努めます。
- ・空家等の実態把握を継続して行うとともに、適切な管理指導や、空き家対策の支援事業を周知し、有効活用など実態に即した対応を推進します。

=====

（注18）ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（内閣府_共生社会政策_障害者基本計画）

（参考）バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

・ユニバーサルデザイン7原則

- ①だれにでも公平に利用できること（公平性の原則）、②利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）、③使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）、④使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）、⑤必要な情報がすぐに理解できること（認知性の原則）、⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）、⑦利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）

（注19）アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。（厚生労働省）

基本目標5 育ちをつなげ自立をささえるまち

近年の少子化や核家族化、高度情報化などを背景に、地縁的な地域社会のつながりや教育（養育）力の低下が認識されてきています。保護者（家族等）が適切なかかわりが分からないまま子育てに悩み、家庭や地域で孤立することもあります。また、障がいや家庭環境等のために配慮が必要な子どもが増加している中、環境の未整備、社会資源の不足やミスマッチによりその子ども（本人）が成長していく過程で、学校や職場などの環境に適応できず社会参加が難しくなることもあります。

何らかの気がかりさを抱えている人やその家族が、安心して支援を求めたり、早期から適切な支援につなげる仕組みが必要です。また、その支援をつなぎ、さらに一人ひとりに応じた合理的配慮（注20）によって自立を支えることで、本人の持つ力を引出し主体的に社会生活が営むことができるよう、育ちをつなげ自立をささえる地域づくりを目指します。

このような背景から、本計画では新たに基本目標5を設定します。

【施策の方向】

（1）地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

支援の必要な子どもに対して、乳幼児期から学齢期、成年期まで、保健・福祉・医療・教育及び就労の関係機関の「横」の連携と、育ちや支援をつなぐ「縦」の連携による支援体制づくりに取り組みます。

○主な取組み

- ・地域の相談機関及び支援機関と連携していく体制づくりを検討していくために、妊娠期からの情報と支援状況を集約するシステムの整備と活用推進に努めます。
- ・関係機関の連絡会（庁内連絡会等）を開催し、連携しやすいしくみについて検討します。

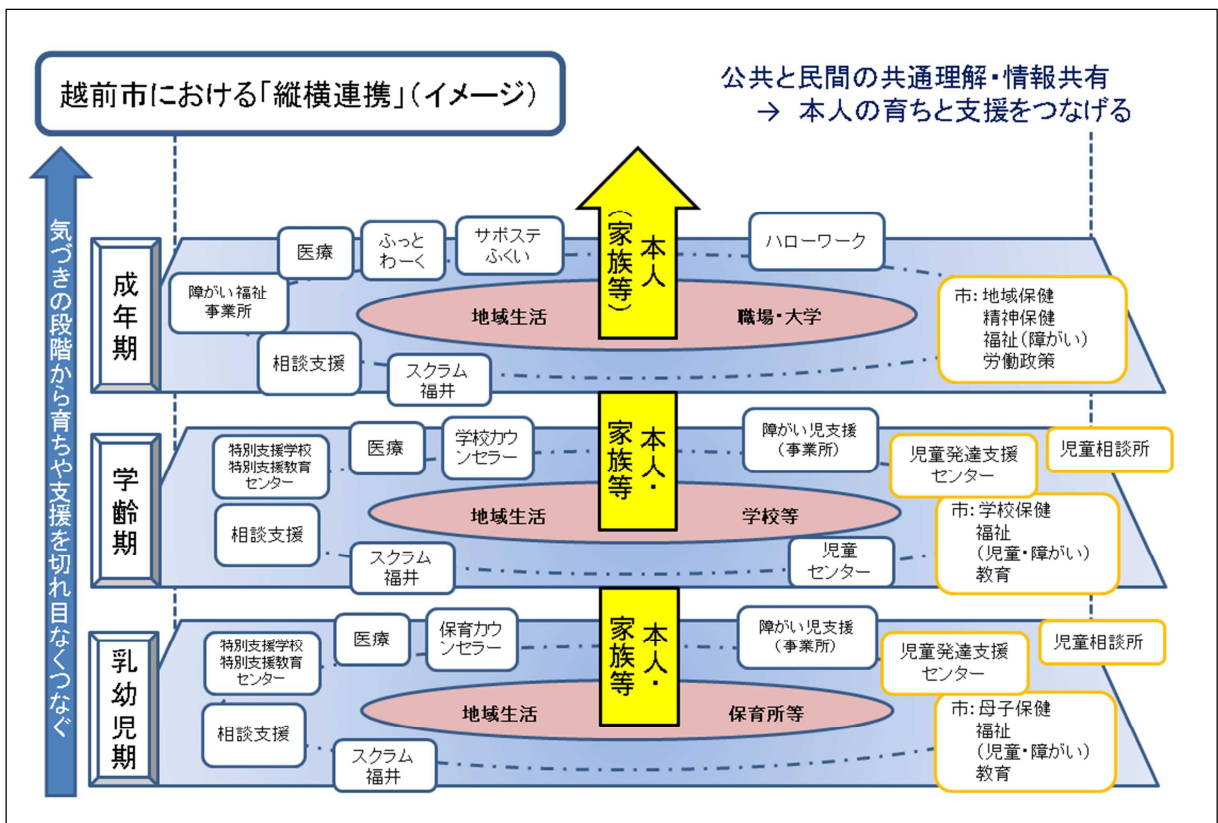
（2）「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

保護者の「気づき」の段階からの支援、発達段階や地域社会の居場所に応じた支援の充実、及び切れ目のない支援を実現するため、各関係機関が連携していきます。

また、自分に合った社会参加や就労の場で生きがいや収入を得られるような地域づくりを進めます。

○主な取組み

- ・一人ひとりの発達に基づく早期の「気づき」に寄り添うとともに、必要に応じた支援をしていきます。
- ・各関係機関が連携を進めながら、当事者・家族ともにライフステージごとに必要な支援を充実していきます。
- ・就労を望む人への就労に向けた支援について、各関係機関が協働し、連携の仕組みを検討していきます。
- ・地域における支援の醸成にむけて一人ひとりに応じた支援を充実させるための研修会や担当者会等を開催していきます。



(注 20) 合理的配慮

障がいのある人の生活を制限する社会的障壁を取り除く配慮のこと。障がいのある人から、何らかの配慮を求める意志の表明があったとき、その相手方に過重な負担がないにもかかわらず、配慮しないことは、差別に当たる。

1 計画の推進

次の項目を基本に、本計画を推進していきます。

- (1) 本計画は、その特徴として個別の行政計画とは異なり、地域住民等が主体となって進める内容を中心に展開する計画です。地域住民が進めるもの、自治振興会や町内会などが中心となって進めるもの、行政や社会福祉事業者、医療機関を含む専門機関などが進めるもの、これらのさまざまな主体がネットワークを組み合わせながら、役割分担し、協働して推進します。
- (2) 本計画を推進するにあたり、予防、早期把握と対応、今ある強みの維持・継続という観点も加え、持続可能な無理のない取組みを行います。
- (3) 市社会福祉協議会が本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を平成31年度改定(予定)するにあたり本計画との整合性を図り、市社会福祉協議会と連携して本計画を推進します。
- (4) 本計画を市民のものとするため、この計画書を主要施設や社会福祉事業者、関係団体、専門機関などへ配布するとともに、市広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、効果的に広く市民に周知を図ります。
- (5) 進捗状況の点検及び評価を、次の評価指標を基に、計画中間年である平成33年度並びに最終年の平成35年度に行います。

基本目標1：ともに支え合うまち（地域住民による地域力の維持）

指標	基準 (平成29年度)	目標 (平成35年度)
町内福祉連絡会の開催状況	70%	90%
地区福祉ネットワーク会議の開催状況	100%	100%

基本目標2：お互いを認め合うまち

指標	基準 (平成29年度)	目標 (平成35年度)
いきいきふれあいのつどい箇所数	205箇所	212箇所

基本目標3：課題を解決するための協力体制があるまち

指標	基準 (平成29年度)	目標 (平成35年度)
包括的な相談窓口の設置	-	実施

基本目標4：安全で安心して快適に暮らせるまち

指標	基準 (平成29年度)	目標 (平成35年度)
市高齢者等安全・安心ネットワーク推進会議	-	年1回以上

基本目標5：育ちをつなげ自立を支えるまち

指標	基準 (平成29年度)	目標 (平成35年度)
庁内連絡会の開催	-	年1回以上
自立支援協議会の開催	実施	年1回以上

2 地域福祉を支える地域社会資源

本市の特徴として、町内会にほぼ全世帯が加入しているなど古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、越前市自治基本条例の理念のもと、小学校区単位で、地域の身近な課題解決に当たる自治振興会の活動があります。さらに、町内会、民生委員・児童委員、福祉推進員、市民活動団体などによる地域福祉の活動が行われています。

このような活動は、孤立・孤独を防ぎ、住み慣れた地域で安心して生活するために非常に重要な役割を担っています。

(1) 自治振興会

自治振興会は、越前市地域自治振興条例に基づき、地区公民館を拠点に、小学校区ごとに市内17地区に設置され、そこに暮らす人々で構成し、地域の身近な課題に向き合い自主的に解決するまちづくり組織です。

各地区自治振興会は、日常生活に関連した福祉、環境、防災、健康などの身近な課題に取り組みしており、地区の個性を生かして自ら考え解決するきめ細やかなまちづくりを推進しています。

主な福祉活動内容に、介護予防活動、食事サービス、敬老会、子育て支援のサロン、世代間交流事業、地区福祉ネットワーク会議などがあり、地域のコミュニティづくりとあわせて本市の地域福祉を支える大きな強みとなっています。

(2) 町内会

本市には、263の町内会があり、ほぼ全世帯が町内会に加入し、区長が総括責任者で、副区長、会計責任者、班長などの役員を置き、町内の自治、親睦、身近な課題の解決などに当たっています。

町内会で、町内集会所を建設し、コミュニティの拠点としているところも多くあります。

主な活動に、町内共用地などの草刈、生活排水路の清掃、自警消防隊、身近な防犯灯管理、狭隘道路の除雪、地域協働事業（地域ぐるみ屋根雪下ろし支援）、自主防災、ふれあい事業、気になる世帯の見守り、祭りなどの運営、子ども会・女性会などの育成、町内福祉連絡会などがあります。

(3) 市民活動団体

同じ目的や役割をもった市民が集まって、それぞれの目的をもつ市民活動団体をつくり、環境、福祉、健康、高齢者や障がいのある人・子育て家庭・外国人への支援、防災、消防、交通、子どもの健全育成、まちづくりなどのさまざまな分野で主体的に活動しています。

地域福祉についても、それぞれの団体の特色やネットワークを活かし、他の団体、自治振興会や市などと連携・協働して活動しています。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により市民の中から選ばれ、福井県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱を行い、「社会福祉の増進に努める」とされています。任期は3年であり、児童福祉法の規定により児童委員を兼務します。

本市の民生委員・児童委員は175名おり、一人あたり平均約170世帯を担当区域として配置されています。また全市を8地区に分けそれぞれ地区民生委員・児童委員協議会が組織されています。更に各地区協議会に子どもの問題を担当する主任児童委員が2名ずつ、計16名配置されています。

民生委員・児童委員は、市民の立場に立った身近な相談者として、一人暮らし高齢者などの見守り活動や子どもの健全育成、障がいのある人の援護、生活困窮者の早期把握などの活動を行っています。民生委員・児童委員は地域で活動しているため、その強みとして、援助を必要とする人の相談相手として、助言や情報提供、専門機関や行政へ「つなげる」支援を行っており、その身近な地域での活動は地域福祉の重要な推進役となっています。

(5) 福祉推進員

近隣住民であるご近所の助け合い活動を推進し、すべての人が安全で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指すために、各町内会に自治振興会・市社会福祉協議会・本市の三者連名により委嘱した福祉推進員を設置しています。

福祉推進員の任期は3年であり、484名が、概ね50世帯ごとに各町内会で推薦を受け配置されています。福祉推進員は、町内の福祉連絡会の民生委員・児童委員や区長、老人家庭相談員などとの連携により、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人、寝たきりや認知症高齢者の介護に疲れきった家庭、子育て世代の人などが住み慣れた地域で暮らしていけるように、声かけ訪問や見守り、安否確認、ふれあい交流事業などの福祉活動を行い、地域ぐるみで問題を解決する活動を行っています。

(6) 老人家庭相談員

60歳以上の会員で構成されているいきいきシニアクラブ（老人クラブ）では、単位クラブごとに福井県知事により委嘱された老人家庭相談員を配置しています。130名の老人家庭相談員が、一人暮らし高齢者を中心に訪問活動を行い、生きがいつくりや健康づくりの支援と、閉じこもりの防止や見守りを行っています。

福祉連絡会の民生委員・児童委員、福祉推進員、区長などとの連携により、身近な地域福祉推進の役割を担っており、その活動は更に期待されています。

(7) 企業や民間事業者

福祉サービスを提供する事業主体としての役割、地域住民の雇用を提供する雇用創出機能としての役割、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる拠点や居場所としての役割など、多様な機能を担っています。配食サービス、飲料宅配業者、郵便配達員などによる安否確認などは、行政サービスを補完する重要な機能の一つとなっており、行政や福祉関係団体との連携を図りながら、地域福祉推進の大きな力となっています。

また、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源等について考える必要があります。企業の社会貢献活動等と協働していく観点は必要であり、財源等を必要としている主体とさまざまな資源（ヒト、モノ、ノウハウ等）を保有する企業等とマッチングさせていくことも考えられます。さまざまな課題を抱える者の就労や活躍の場、住まいの確保等を目的に連携するなどの取組みも重要です。

さらに、企業・団体自身が地域社会の一員として地域福祉活動に積極的に参加するとともに、従業員が仕事と子育てや介護、地域活動などを両立できるような職場環境を整備することも期待されます。

(8) 社会福祉法人

社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないという責務が課せられており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。地域住民の福祉活動の実践の場としてボランティア活動の受け入れや、専門的機能を活かした地域住民の各種相談への対応などに積極的に取り組んでいく役割が期待されています。市内全ての法人が自主的に市地域公益活動推進協議会（通称：笹ネット）を設立し、地域の福祉課題に協力して取り組んでいます。

3 地域福祉を進める機関

(1) 行政及び専門機関

市民からの多様な生活ニーズに対応するために、市には福祉事務所、子ども・子育て総合相談室、児童発達支援センター、地域子育て支援センター、保育園、認定こども園、幼稚園、障害者相談支援事業所、消費者センター、男女共同参画センターなど、分野ごとの専門機関が設置されています。また、丹南広域や県、国の機関として、丹南青少年愛護センター南越支所、丹南健康福祉センター、越前警察署、武生労働基準監督署などが設置されています。さらに、多数の医療機関が設置されています。それぞれの専門機関は、常駐する専門職員を配置し、誰もが利用しやすく相談しやすい機関をめざして、市民への情報提供や、地域や他の専門機関、行政などとの連携を図り、必要に応じて関係機関によるケア会議(個別検討等)や協議体(推進会議、研究会等)などを開催しています。

今後は、包括的な支援体制づくりをめざして、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)(注21)の配置や更なるネットワーク(協議体や会議体等)により、制度の狭間の問題や複合的な課題への対応が必要です。

(2) 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

このことは、社会福祉法において規定されており、本計画の推進にあたり特に重要な役割を担っています。

市社会福祉協議会は、本計画の実施計画となる「地域福祉活動計画」を改定し、地域の特性に合わせた地域福祉を推進します。

(3) 社会福祉事業者

社会福祉事業者は、子ども・障がい・介護などの福祉サービスを提供している事業者で、利用者の立場に立った適切なサービス提供や、専門的な立場から相談に応じたり、情報提供を行ったりしており、今後も新たなサービスや課題への参画が期待されています。

地域の行事に参加したり、事業者が地域を巻き込んでの行事や見学会を実施したりするなど、事業者を利用している人と地域の人との交流が求められています。

(4) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域包括ケア推進の中核的な機関として、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳を保持したその人らしい生活を継続できるよう、「ネットワーク機能」「ワンストップサービス窓口機能」「権利擁護機能」「介護支援専門員支援機能」等を果たしています。

市役所内に基幹型1箇所、市社会福祉協議会に地域型1箇所、地域に地域包括サブセンター5箇所を設置しています。

基幹型包括支援センターと地域型包括支援センター・地域包括サブセンター、地域の関係者と連携し、課題解決に向けた相談体制の強化と実情に応じた支援を行っています。

=====

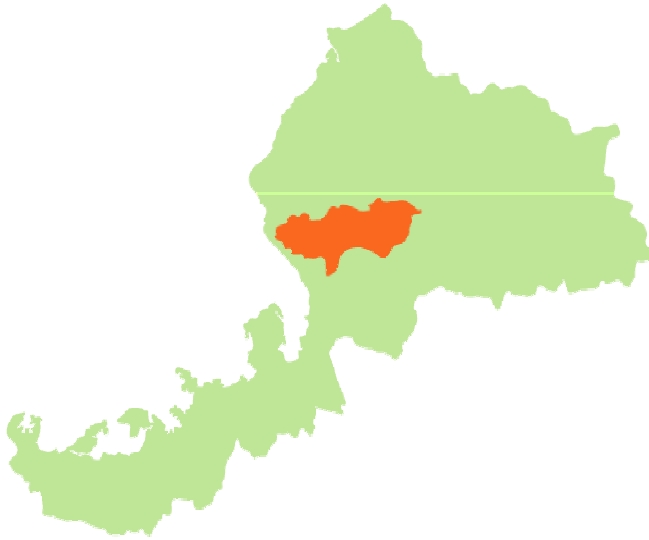
(注21) コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

コミュニティソーシャルワークとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践です。(特定非営利活動法人日本地域福祉研究所ホームページより)

コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)の定義-名称・呼称は問わず、「①小地域単位で担当し、②制度の狭間の課題も含めて、個別支援と地域の社会資源をつなぎ、③地域特性に応じた社会資源やサービスの開発を含めた地域支援を行う」という役割を担っている人。(野村総合研究所編,2013,『コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)調査研究事業報告書』より)

CSWには、要支援者に対する見守り・発見・関係機関へのつなぎなどの支援体制をつくることや、制度の狭間にある要支援者への対応、地域住民活動との協働、新たな社会資源の開発などが役割として求められる。(一般社団法人日本社会福祉士養成校協会,2017,『地域共生社会の創造に向けたコミュニティソーシャルワーカー養成研修の基盤構築事業報告書』より)

1 越前市の概要



① 概要

本市は、福井県の中央部に位置し、平成 17 年 10 月 1 日に旧武生市と旧今立町が合併して誕生しました。

しかし、本市の歴史は大変古く、「大化の改新」の頃に越前の国の国府が置かれ、以来、北陸地方の政治・経済・文化の中心地として栄えてまいりました。

平安時代には、「源氏物語」の作者・紫式部が生涯でただ一度、京の都を離れ、多感な少女時代を過ごした地であります。

産業面では、越前和紙や越前打刃物、越前箆笥をはじめとする伝統産業から、電子部品などの先端技術産業に至るまで幅広い産業が集積し、製造品出荷額が福井県内第一位の「ものづくり都市」として発展を続けています。

また、豊かな緑や清らかな水など美しい自然環境を誇る本市は、コウノトリをシンボルに「生きものと共生する越前市」を目指して、里地里山の保全再生や環境調和型農業の推進を図っており、平成 27 年 9 月に「環境・文化創造都市宣言」を行いました。

② 面積

230.70 k m² (福井県域の 5.5%)

③ 人口と世帯 (H27 国勢調査)

81,524 人 (男 39,859 人、女 41,665 人) / 世帯数 : 27,889 世帯

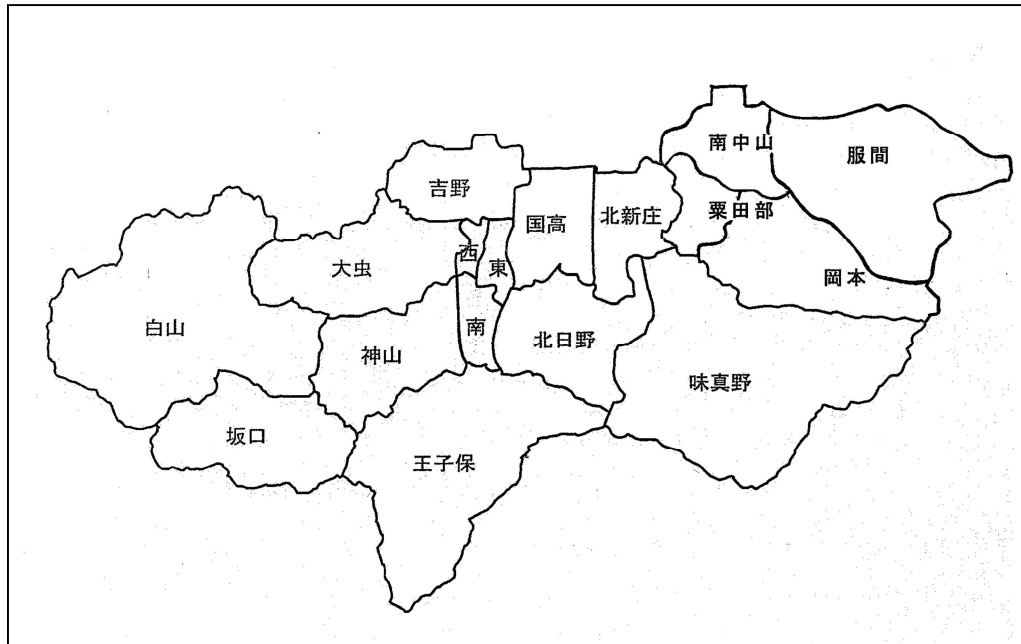
④ 就業人口 (H27 国勢調査)

第1次産業：1,153人(2.8%) / 第2次産業：17,417人(42.7%) /

第3次産業：22,259人(54.5%) / 分類不能の産業：764(1.8%) /

※カッコ内は構成比

⑤ 市内地区割り図

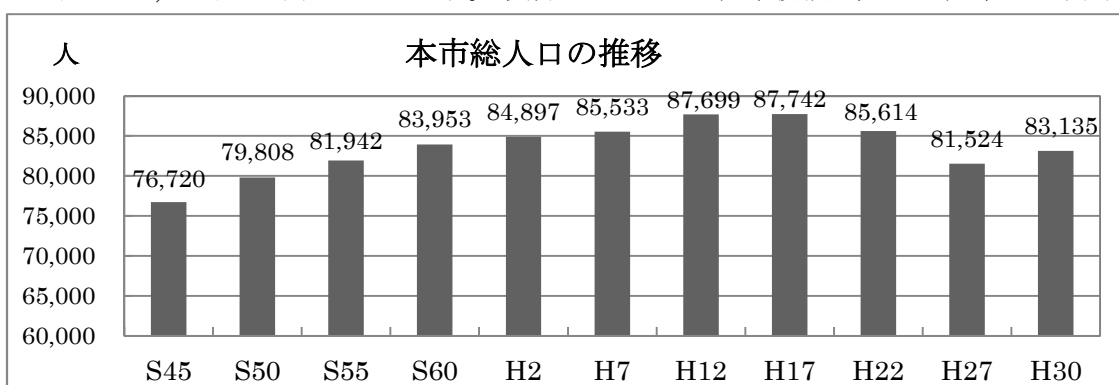


2 地域を取り巻く現状

(1) 人口と世帯の動向

① 総人口

本市の総人口の推移をみると、昭和45年76,720人であった総人口は、平成17年87,742人に達するまで増加を続けましたが、平成19年から平成27年まで人口減少を続け、81,524人となりました。その後、人口増加し、平成30年には83,135人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、平成42年(2030年)には人口73,995人と推計しています。（資料：S45～H27年は国勢調査、H30年は住民基本台帳）

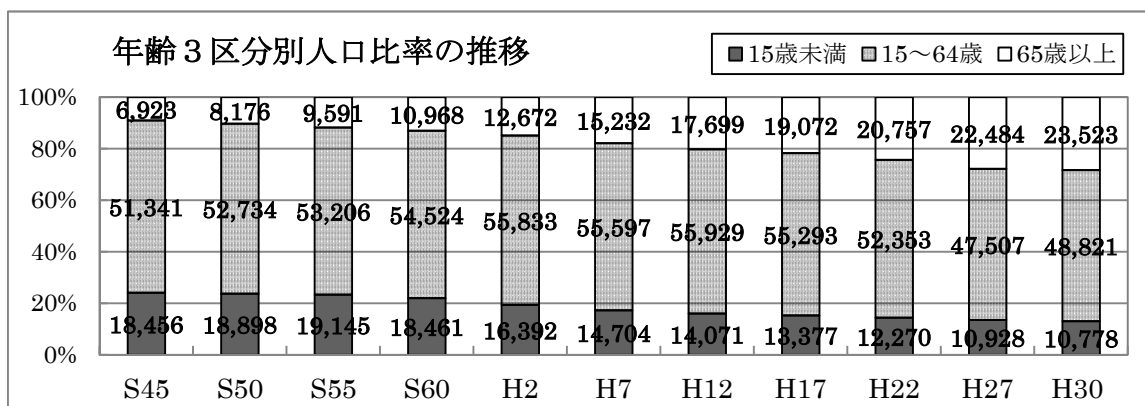


② 年齢3区分別人口

0～14歳、15～64歳、65歳以上の年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の人口は昭和45年には18,456人（24.1%）でしたが、平成30年には10,778人（13.0%）に減少しています。一方、65歳以上の人口は、昭和45年には6,923人（9.0%）でしたが、平成7年に0～14歳の人口と逆転し、平成30年には23,523人（28.3%）に増加しています。

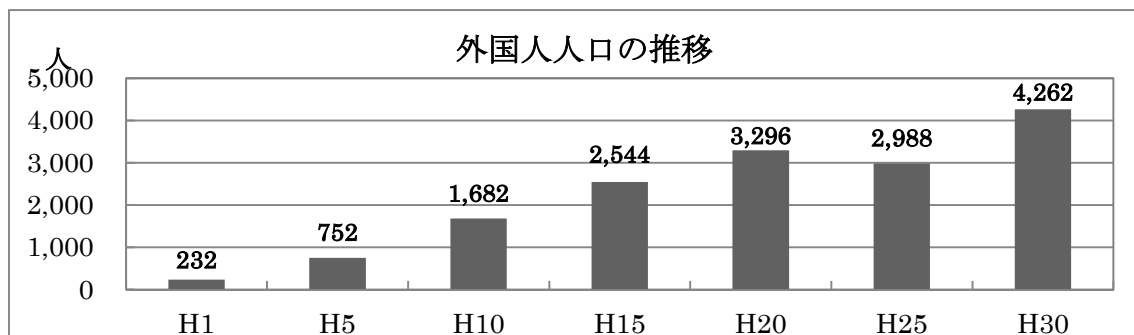
また、社人研の推計に基づいた越前市人口ビジョン（平成27年11月策定）によると、平成42年(2030年)には0～14歳の人口8,000人（10.8%）、65歳以上の人口24,916人（33.7%）と推計しています。

（資料：S45～H27年は国勢調査、H30年は住民基本台帳 ※平成30年は4月1日現在）



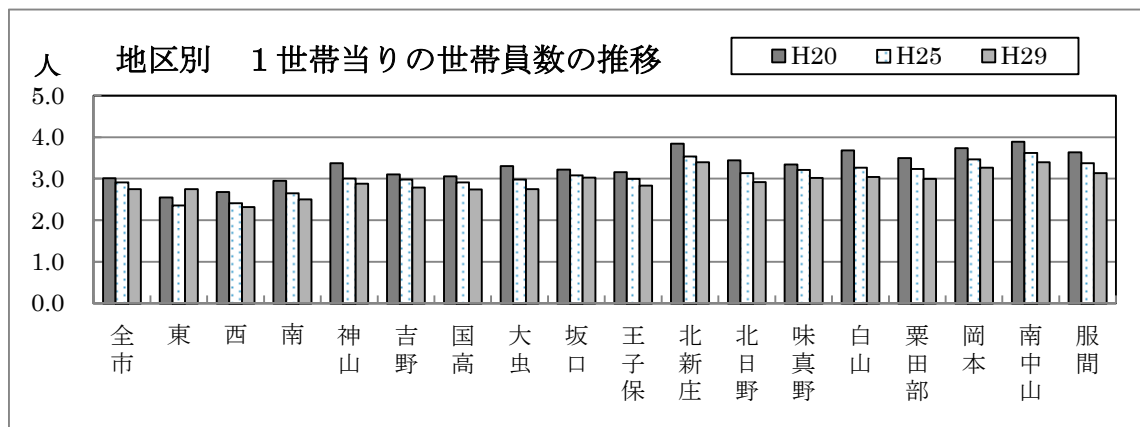
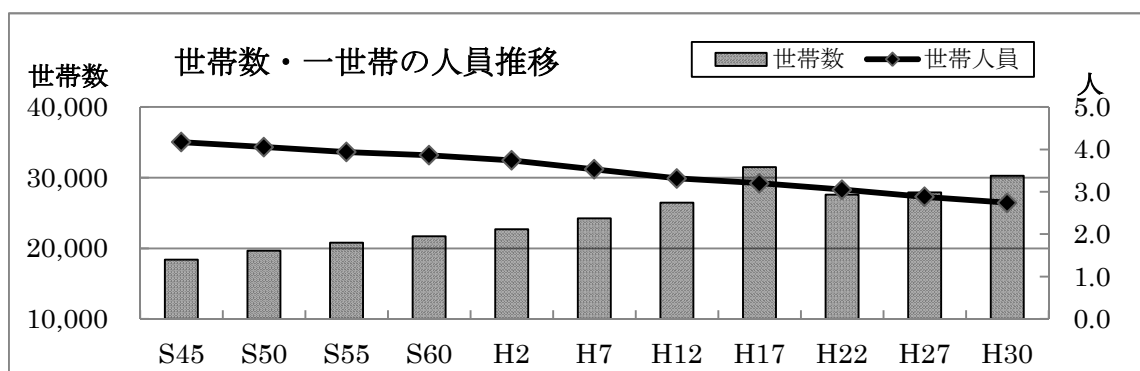
③ 外国人

外国人人口は、平成元年に 232 人でしたが、年々増加し、平成 20 年には 3,296 人となり、平成 25 年には 2,988 人と減少しましたが、平成 30 年には 4,262 人と、本市人口の約 5% を占めるようになりました。(資料：H1～H20 年は外国人登録台帳、H25～H30 年は住民基本台帳)



④ 世帯数

本市の総世帯数の推移をみると、昭和 45 年 18,381 世帯（施設を除く）が平成 30 年には 30,279 世帯と増加しています。一方、一世帯あたり人員は、昭和 45 年 4.2 人が平成 30 年には 2.7 人となり、世帯規模の縮小が進んでいます。地区別にみると、西地区 2.32 人、南地区 2.50 人、国高地区 2.74 人と、全市平均を下回ります。一方、一世帯あたり人員が高い地区は、南中山地区 3.39 人、北新庄地区 3.39 人、岡本地区 3.27 人、服間地区 3.13 人の順になっています。(資料：S 45～H27 年は国勢調査、H30 年は住民基本台帳)

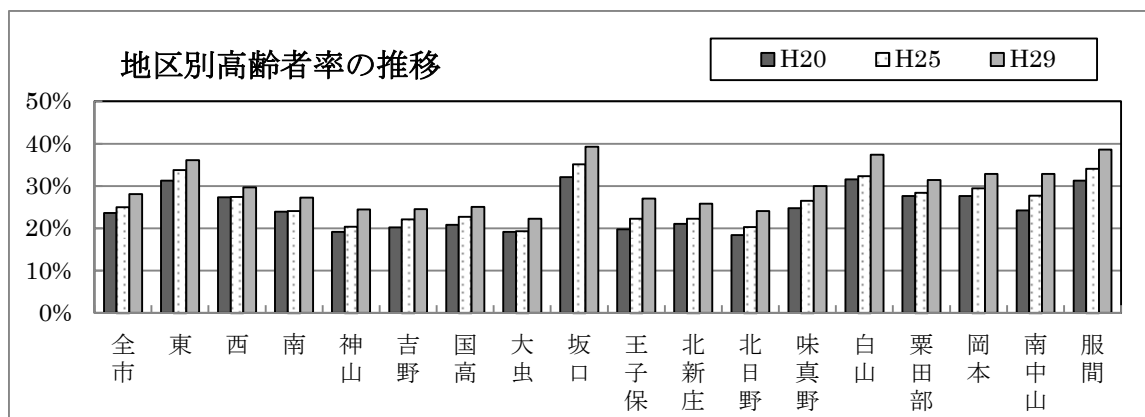


(2) 高齢者の動向

① 高齢化率

本市の平成 29 年（4 月 1 日現在）の高齢者数は 23,315 人、高齢化率は 28.10% となっており、全国平均 27.5%（平成 29 年 4 月 1 日現在概算値）より高くなっています。地区別に見ると、坂口地区 39.30%、服間地区 38.61%、白山地区 37.39%、東地区 36.14%、南中山地区 32.89%、岡本地区 32.86%、栗田部地区 31.39% の 7 地区が 30% を超えています。

（資料：住民基本台帳）



② 一人暮らし高齢者など

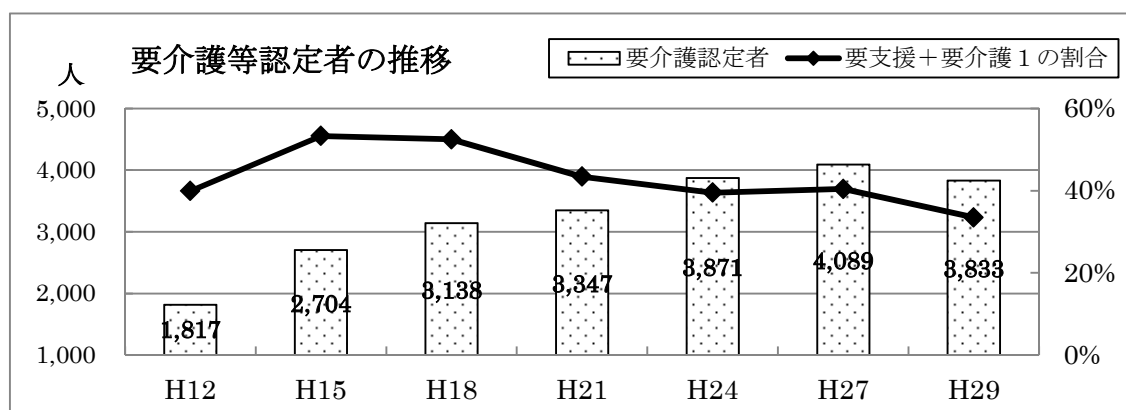
一人暮らし高齢者は、平成 19 年 2,418 人、平成 20 年 2,555 人、平成 25 年 3,080 人、平成 29 年 3,646 人と、寝たきり高齢者は平成 19 年 1,015 人、平成 20 年 1,074 人、平成 25 年 1,152 人、平成 29 年 1,244 人と、増加しています。

（資料：長寿福祉課 ※4 月 1 日現在）

③ 要介護等認定者

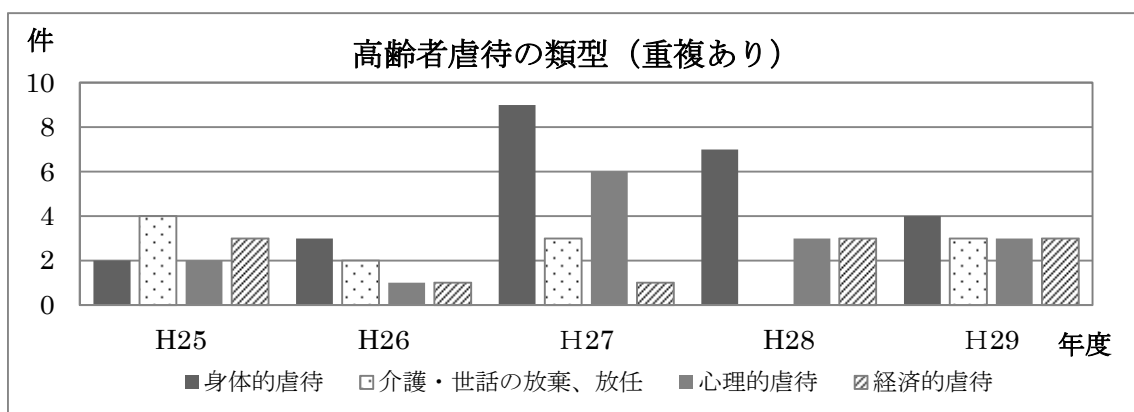
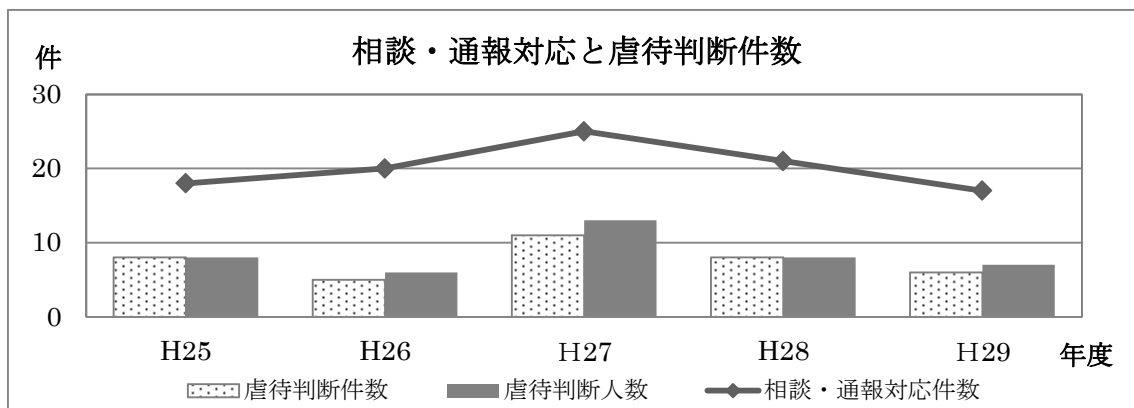
介護保険要介護等認定者の推移をみると、平成 12 年度に 1,817 人でしたが、平成 24 年度には 3,871 人、平成 27 年度には 4,089 人と増加しましたが、平成 29 年度は 3,833 人と減少しています。

（資料：長寿福祉課 ※平成 12 年度より介護保険制度開始）



④高齢者虐待に関する件数

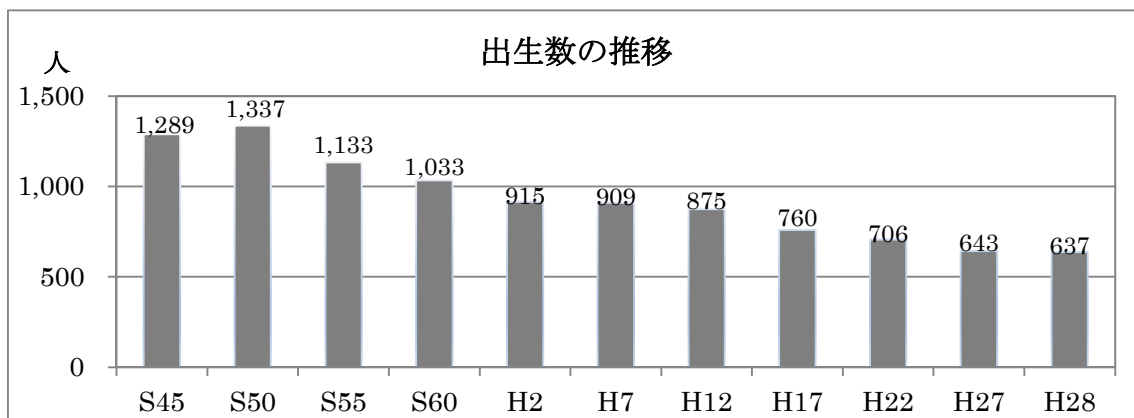
(資料:長寿福祉課)



(3) 子どもを取巻く状況

① 出生数

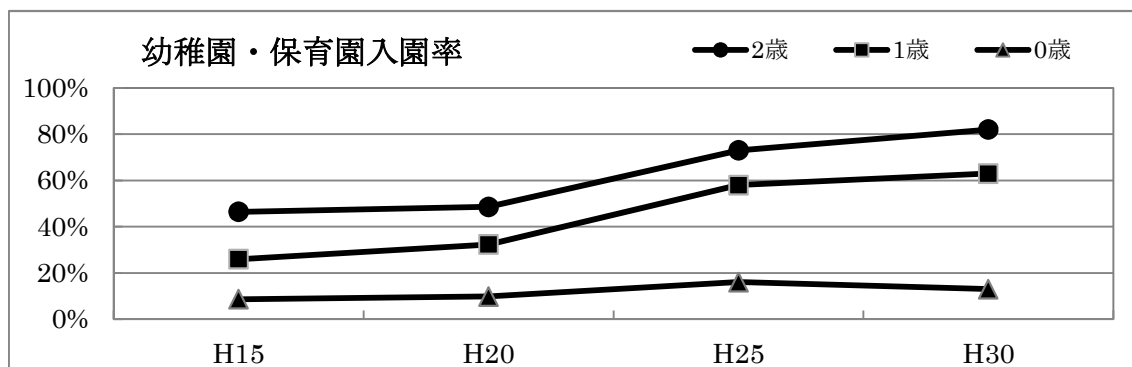
出生数をみると、昭和50年に1,337人でしたが、平成2年には915人、平成28年には637人と減少しています。(資料:人口動態 ※外国籍は含まない)



② 保育園・幼稚園の入園状況

保育園と幼稚園の入園状況をみると、平成25年度は0歳児の16%、1歳児の58%、2歳児の73%が入園していましたが、平成30年度は0歳児の13%、1歳児の63%、2歳児の82%が入園しており、年々入園率が高まり、保育ニーズの低年齢化が進んでいます。

(資料：子ども福祉課、教育振興課)



③ ひとり親家庭 (一人暮らしの寡婦を含む)

ひとり親家庭の母子世帯は、平成26年は800世帯でしたが平成29年は742世帯と、父子世帯は、平成26年は145世帯でしたが平成29年は111世帯と、やや減少しています。

(資料：市ひとり親家庭調査、総世帯数は福井県推計人口 毎年10月1日)

区 分	H26		H27		H28		H29	
	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%
母子世帯	800	2.89	800	2.87	776	2.77	742	2.60
父子世帯	145	0.52	135	0.48	119	0.43	111	0.39
小 計	945	3.42	935	3.35	895	3.20	853	2.98
総世帯数(参考)	27,663		27,881		27,966		28,590	

④ 子どもに関する相談 (子ども・子育て総合相談室における相談件数)

子どもに関する相談件数(実件数)は、平成28年度は681件でしたが、平成29年度は712件と増加しています。

(資料：子ども福祉課)

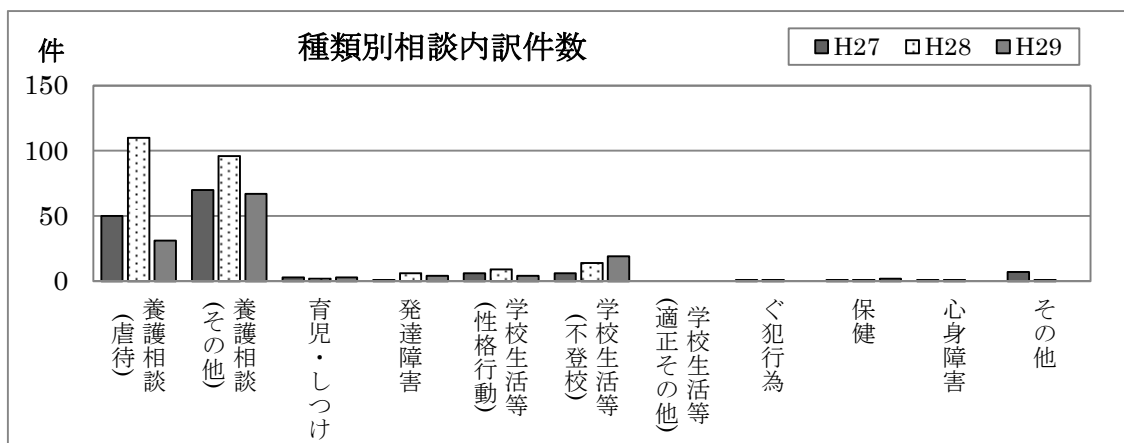
年度	総 数	家庭児童相談	発達相談	ひとり親家庭相談
H28	681件	463件	119件	99件
H29	712件	471件	134件	107件

⑤ 児童虐待に関する相談

(資料：子ども福祉課)

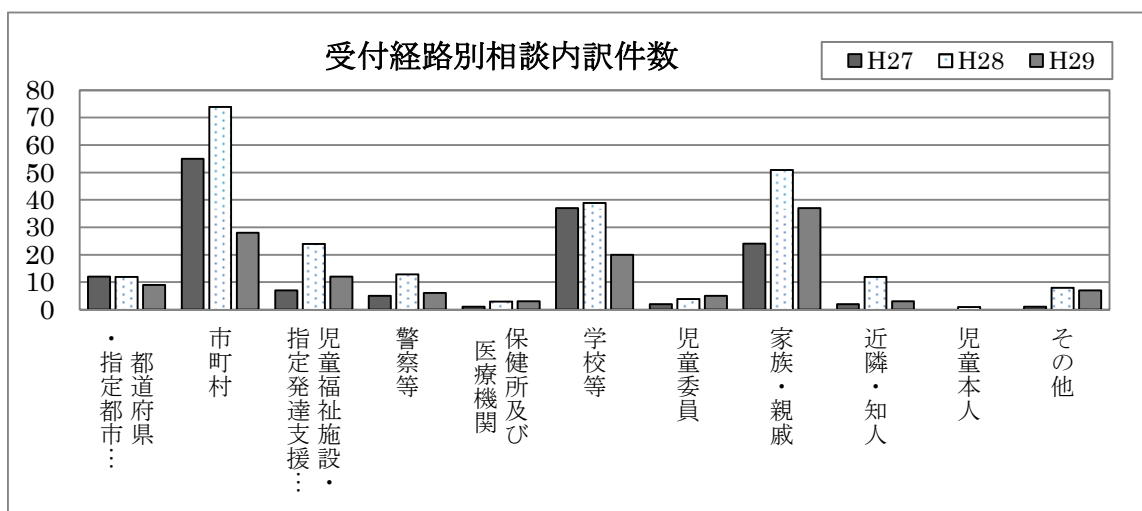
◎種類別相談内訳件数 (新規受付件数)

年度	種 別											計
	養護相談		育児・しつけ	発達障害	学校生活等			ぐ犯行為	保健	心身障害	その他	
	虐待	その他			性格行動	不登校	適正その他					
H27	50	70	3	1	6	6	0	1	1	1	7	146
H28	110	96	2	6	9	14	0	1	1	1	1	241
H29	31	67	3	4	4	19	0	0	2	0	0	130



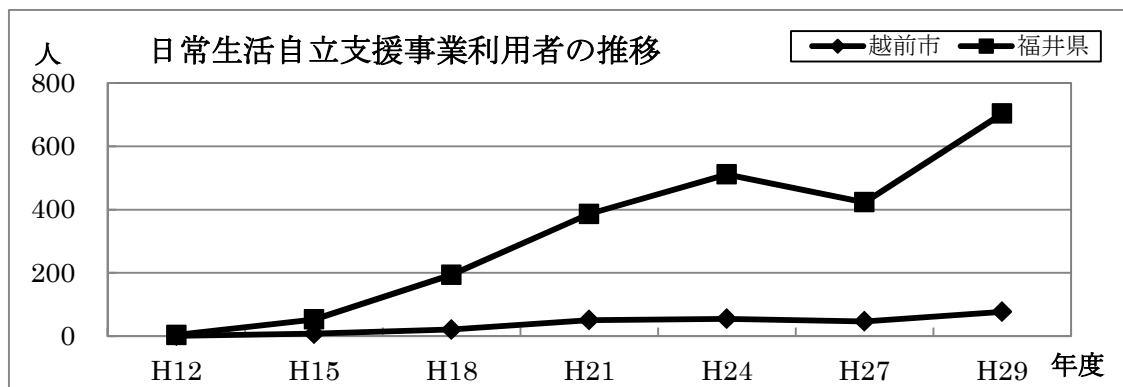
◎受付経路別相談内訳件数

年度	都道府県・指定都市・中核市			市町村			児童福祉施設・指定発達支援医療機関		保健所及び医療機関		学校等			児童委員※(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計		
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	その他	警察等	児童福祉施設	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等								
H27	7	1	4	32	23	0	5	2	5	0	1	0	35	2	0	2	24	2	0	1	146
H28	9	0	3	34	32	8	21	3	13	0	3	0	37	2	0	4	51	12	1	8	241
H29	8	1	0	4	22	2	7	5	6	0	3	0	20	0	0	5	37	3	0	7	130



(4) 福祉サービス利用援助

福祉サービス利用の手続きや金銭管理の援助が必要となる認知症高齢者や知的や精神に障がいのある人などのために、社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を実施しています。本市では、平成12年に1人が、平成24年には55人、平成29年には77人の利用に増加しました。県全域では平成28年703人が利用しています。(資料：福井県社会福祉協議会)

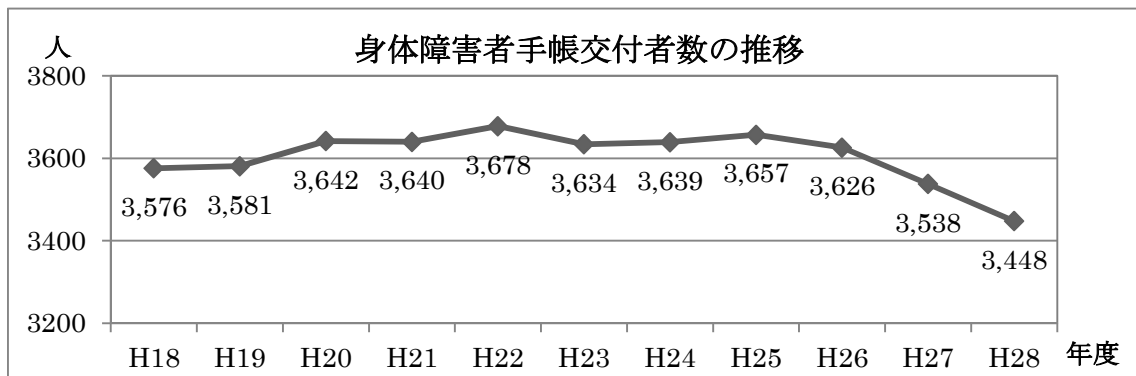


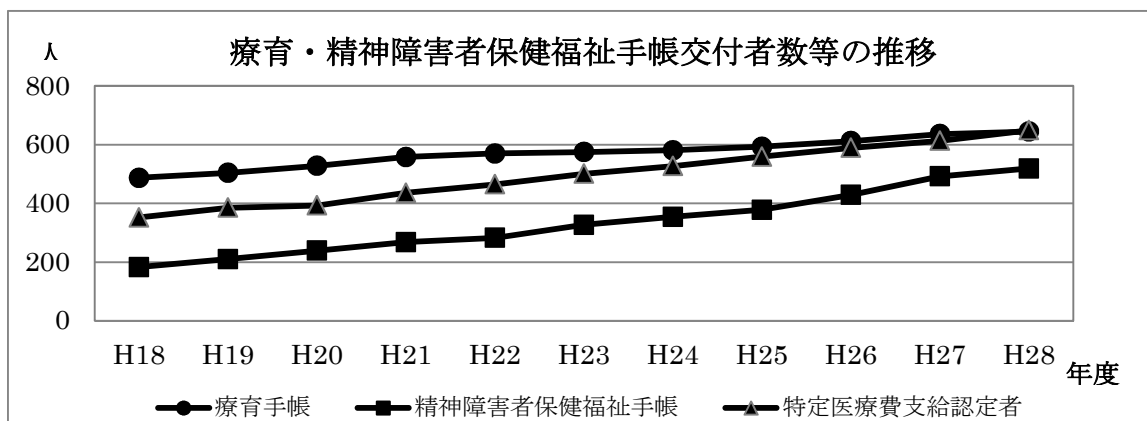
(5) 障がい者福祉の動向

身体障害者手帳所持者は、平成18年に3,576人でしたが、平成22年には3,678人をピークに、平成24年には3,639人、平成28年度には3,448人に若干減少しています。

療育手帳所持者は、平成18年に487人でしたが、平成24年には581人、平成28年には645人と増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成18年に183人でしたが、平成25年には354人、平成28年には519人と増加しています。

また、平成25年4月より、法改正により障がい者の範囲に加わることとなった難病患者等の内、特定医療費（指定難病）支給認定者は、平成18年に45疾患対象で352人、平成21年に56疾患対象で436人でしたが、平成24年には527人、平成28年には649人と増加しています。(資料：社会福祉課 ※各年度末人数)

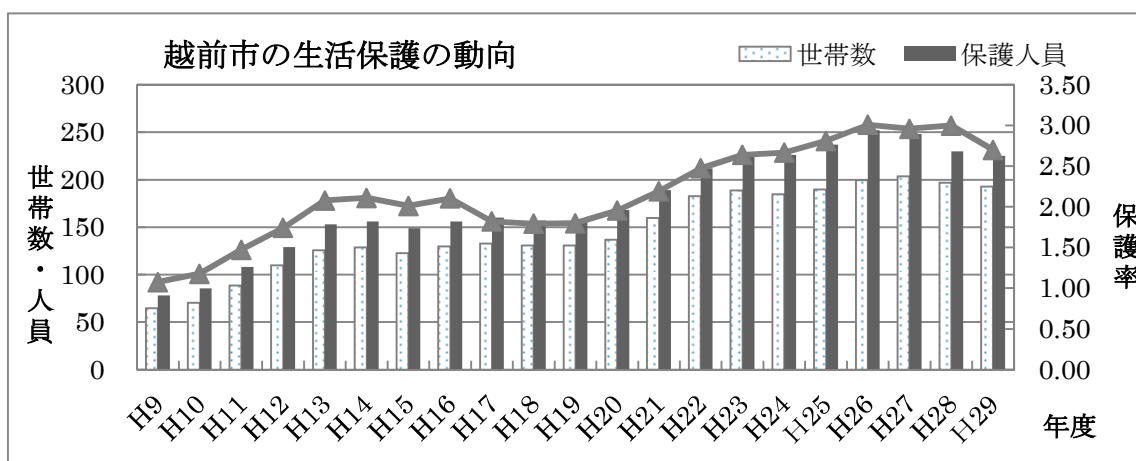




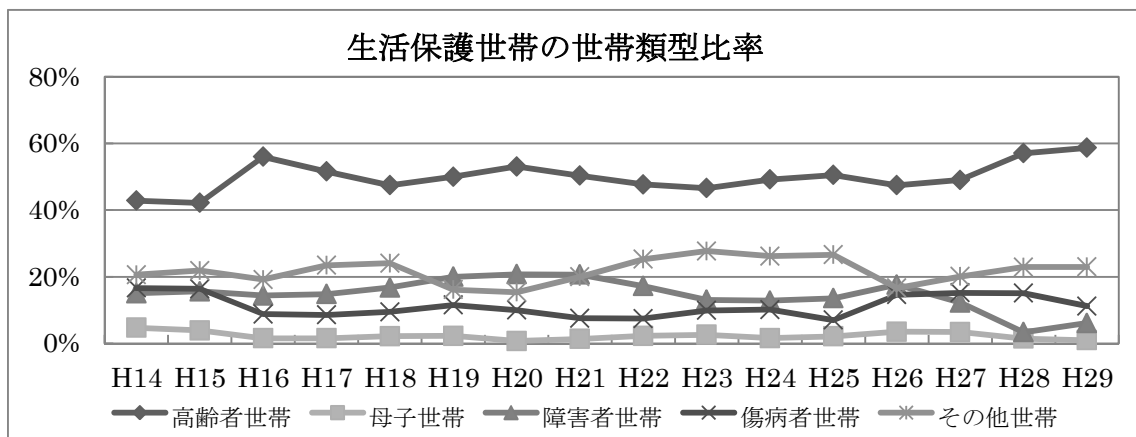
(6) 生活保護、生活困窮者の動向

生活保護の受給状況をみると、平成9年に65世帯78人であったが、平成13年に121世帯146人と倍増し、平成13年度から平成20年秋までは約130世帯で横ばいでした。リーマンショック後再度急増し、平成26年度206世帯となった後は横ばい状態で、平成29年度193世帯225人となっています。

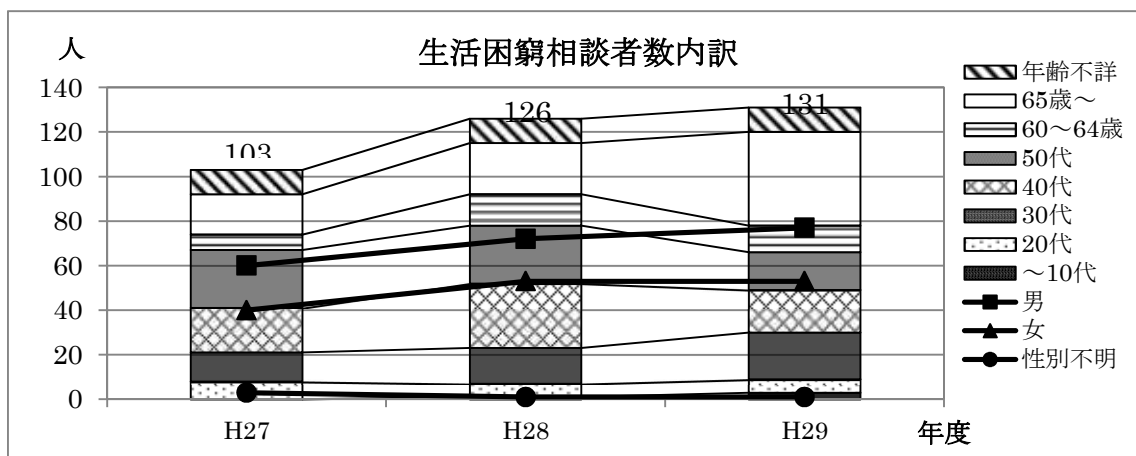
(資料：各年度平均人数と世帯数 ※合併以前(H17)旧武生市のみ：社会福祉課)



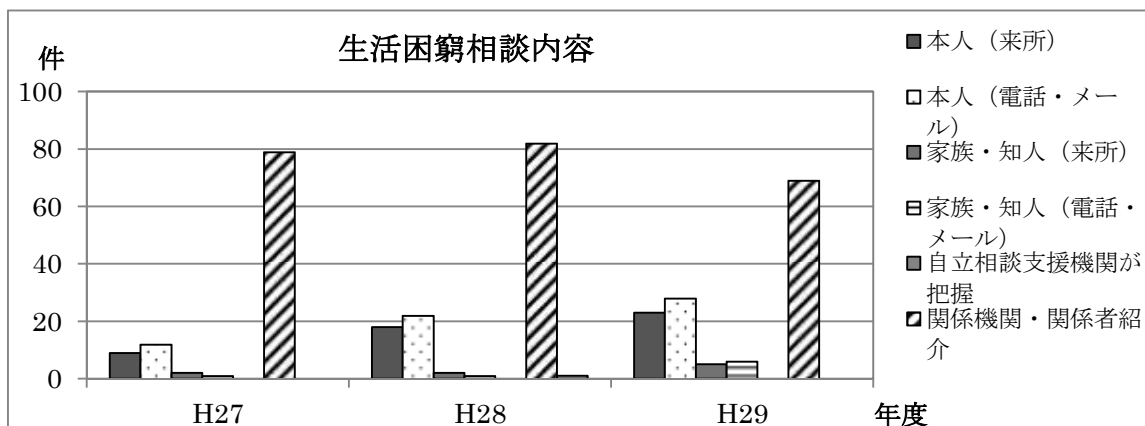
さらに世帯類型をみると、最も多いのが高齢者世帯で6割を占め、障害及び傷病者世帯が2割、働ける年代を含む其他世帯が2割となっています。特に、リーマンショック以降、その他世帯が増えています。



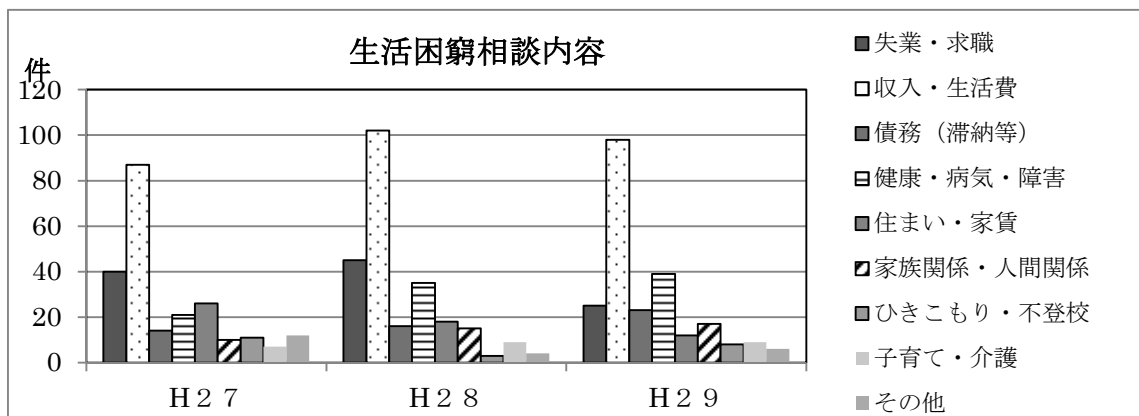
◎生活困窮相談者数内訳



◎生活困窮相談内容



◎生活困窮相談内容内訳



◎住宅確保給付金利用者数

	H27	H28	H29
利用人数	4	2	2
延べ月数	17か月	4か月	5か月
内訳	5か月×2人	3か月×1人	3か月×1人
	4か月×1人	1か月×1人	2か月×1人
	3か月×1人		

(7) 避難行動要支援者の登録状況

(資料:防災安全課 ※平成30年3月現在)

登録者内訳	登録者数(人)	支援者数(人)
町内同意調査※	451	373
要介護3～5認定者	417	148
障害者手帳保有者	397	219
合計	1,184	716

※町内同意調査とは

町内で調査し、一人暮らし高齢者などで気がかりな人を本人同意の上、避難行動要支援者に登録した人数

(8) 成年後見制度の活用状況

(資料:社会福祉課・長寿福祉課)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
障がい(65歳未満)	0	0	0	1	1

区分	H25	H26	H27	H28	H29
65歳以上	1	0	0	0	4

(9) 犯罪の認知件数

◎刑法犯認知件数

(資料：防災安全課)

犯罪種別	H26	H27	H28	H29
凶悪犯	3	1	0	2
粗暴犯	34	17	18	23
窃盗犯	369	267	243	214
知能犯	16	9	26	17
風俗犯	7	1	2	0
その他	56	42	40	26
計	485	337	329	282

凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交等

窃盗犯：侵入盗（空き巣等）、乗り物盗、非侵入盗（ひったくり、置引き、車上ねらい等）

知能犯：詐欺等

風俗犯：強制わいせつ等

その他：公務執行妨害、住居侵入、略取誘拐・人身売買、器物破損等

◎声掛け事案等発生状況

(資料：防災安全課)

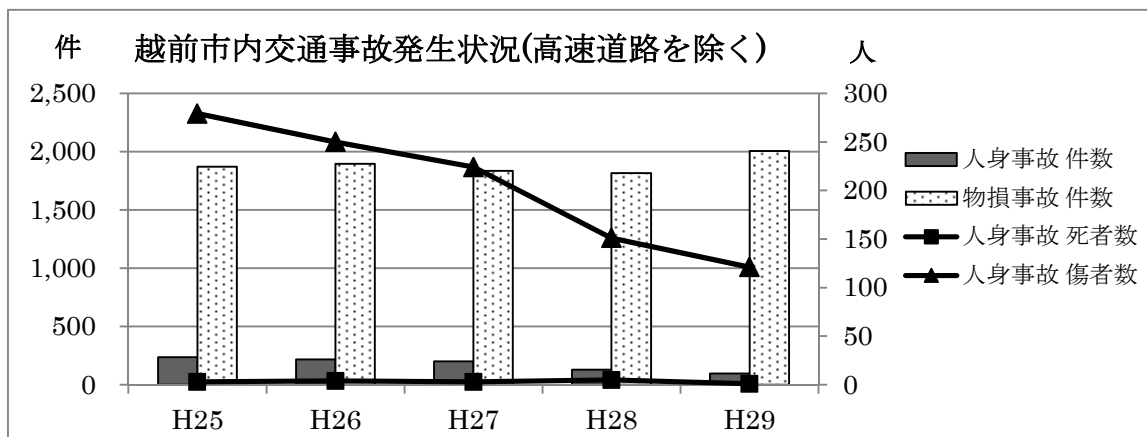
事案種別	H25	H26	H27	H28	H29
声かけ	8	7	4	2	3
盗撮	4	5	1	3	2
ちかん	5	4	6	1	1
つきまとい等 (公然わいせつ含む)	18	19	16	5	11
計	35	35	27	11	17

(10) 交通事故発生状況

◎越前市内交通事故発生状況（高速道路を除く）

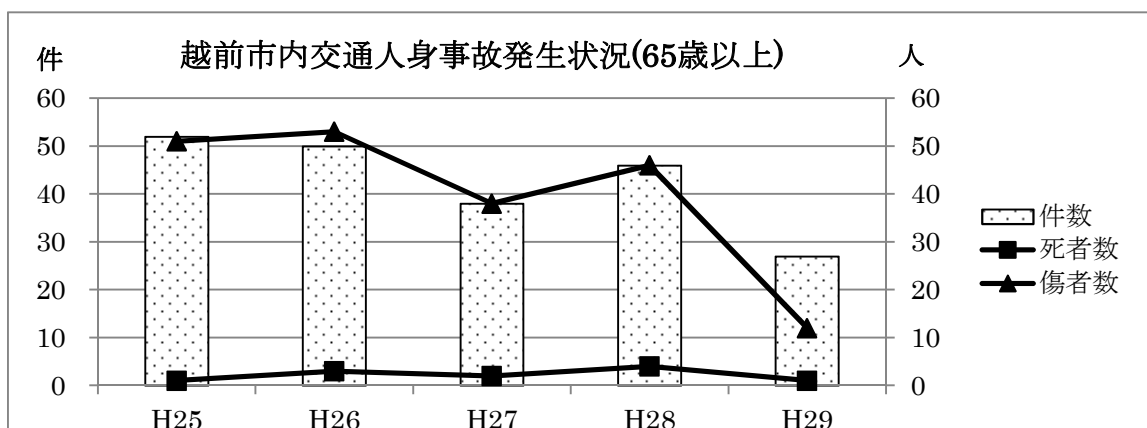
(資料：防災安全課)

事故種別		H25	H26	H27	H28	H29
人身事故	件数	238	218	201	130	98
	死者数	3	4	3	5	1
	傷者数	279	250	224	151	121
物損事故 件数		1,871	1,895	1,834	1,816	2,006

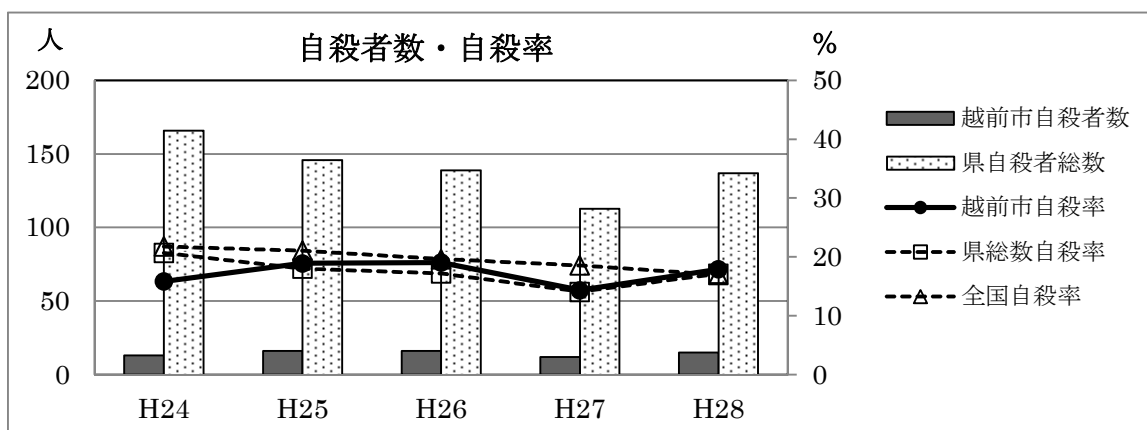


◎越前市内交通人身事故発生状況 (65歳以上) (資料：防災安全課)

事故種別		H25	H26	H27	H28	H29
人身事故	件数	52	50	38	46	27
	死者数	1	3	2	4	1
	傷者数	51	53	38	46	12



(11) 自殺者数・自殺率



3 越前市地域福祉計画の策定経過

日 程	会 議 等	内 容
平成 30 年 1 月 15 日 ～2 月 16 日	地域福祉計画策定委員会の公募委員の公募	○市広報などにより若干名公募
平成 30 年 3 月 8 日	地域福祉計画策定委員会の公募委員の公募委員選考会議	○審査、1 名選考
平成 30 年 4 月 19 日	第 1 回地域福祉計画策定委員会	○委員委嘱式、委員長・副委員長の互選、計画の策定方法などについて
平成 30 年 4 月 19 日	第 1 回計画策定ワーキンググループ会議	○研修会
平成 30 年 4 月 23 日	市長と語ろう 夢・まちづくりトーク	○笙ネット（市地域公益活動推進協議会）による意見交換
平成 30 年 5 月 7 日 ～5 月 16 日	地域ミーティング	○地域福祉計画について意見交換 (5 ブロック)
平成 30 年 5 月 22 日	第 2 回計画策定ワーキンググループ会議	○ワーキンググループの役割、達成度等とりまとめなどについて
平成 30 年 6 月 15 日	吉野地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 2 日	第 3 回計画策定ワーキンググループ会議	○現計画の評価検証、計画のたたき台について
平成 30 年 7 月 11 日	味真野地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 14 日	岡本地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 15 日	国高地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 21 日	南地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 26 日	白山地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 26 日	服間地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 28 日	東地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 7 月 29 日	王子保地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 8 月 9 日	第 2 回地域福祉計画策定委員会	○計画のたたき台審議、ワークショップについて
平成 30 年 8 月 9 日	栗田部地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 8 月 22 日	西地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 9 月 28 日	北日野地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 30 年 9 月 29 日	大虫地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について

平成 30 年 10 月 16 日	第 4 回計画策定ワーキンググループ会議	○計画の素案作成
平成 30 年 10 月 22 日	市長と語ろう 夢・まちづくりトーク	○民生委員児童委員協議会連合会による意見交換
平成 30 年 10 月 26 日	市長と語ろう 夢・まちづくりトーク	○市身体障害者福祉連合会による意見交換
平成 30 年 11 月 6 日	庁内企画会議	○計画の素案について
平成 30 年 11 月 8 日	第 3 回地域福祉計画策定委員会	○素案審議・素案決定、パブリック・コメントについて
平成 30 年 11 月 8 日 ～11 月 20 日	社会福祉法人への聴き取り	○計画の素案について意見聴取
平成 30 年 11 月 16 日	幹部会議	○計画の素案について
平成 30 年 11 月 22 日	第 1 回社会福祉法人地域協議会	○計画の素案について意見交換
平成 30 年 11 月 26 日	越前市議会全員説明会	○計画の素案について
平成 30 年 11 月 27 日	民生委員全体研修会	○計画の素案について意見交換
平成 30 年 11 月 29 日	策定委員会ワークショップ	
平成 30 年 12 月 11 日	越前市議会教育厚生委員会	○計画の素案について
平成 30 年 12 月 15 日 ～平成 31 年 1 月 15 日	パブリック・コメント	○市広報及びホームページ等に掲載し、市民の意見を募集 個別意見 9 通
平成 31 年 1 月 22 日	北新庄地区福祉ネットワーク会議	○町内福祉連絡会について
平成 31 年 1 月 23 日	第 5 回計画策定ワーキンググループ会議	○パブリック・コメントの結果について
平成 31 年 1 月 31 日	第 4 回地域福祉計画策定委員会	○パブリック・コメントの結果について ○計画（案）について
平成 31 年 1 月 31 日	庁内企画会議	○パブリック・コメントの結果について
平成 31 年 2 月 5 日	地域福祉計画策定委員会市長報告	○市長への報告
平成 31 年 2 月 6 日	庁議・部長会議	○パブリック・コメントの結果について
平成 31 年 2 月 18 日	市議会全員説明会	○パブリック・コメントの結果について
平成 31 年 3 月 5・6 日	市議会教育厚生委員会	○計画（案）について
平成 31 年 3 月 14 日	庁内企画会議	○計画（案）について
平成 31 年 3 月 19 日	庁議・部長会議	○計画の決定
平成 31 年 4 月	計画書発行	

4 越前市地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

越前市地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会設置規則

平成24年3月30日

規則第27号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、越前市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例(平成24年越前市条例第2号)第2条の規定に基づき地域福祉計画の策定に関する越前市事業計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定にかかる調査審議の結果を市長に報告した日までとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成24年越前市規則第13号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(委員会招集等の特例)

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

5 越前市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	団体名
学識経験者	◎ 永井 裕子	福井県立大学
	○ 月岡 幹雄	武生医師会
団体関係者	福田 修治	越前市自治連合会
	八十島 幸雄	越前市いきいきシニアクラブ連合会
	奥村 武男	越前市身体障害者福祉連合会
	村中 史枝	越前市母子寡婦福祉連合会
	山本 聖三	越前市保育研究会
福祉関係機関	師田 忠子	越前市民生委員児童委員協議会連合会
	山本 裕子	健康21推進会議
	西村 佳代子	社会福祉法人芦山会
	浅井 純一	越前市社会福祉協議会
市民代表	田中 美貴夫	越前市オレンジメイト
	吉田 知栄美	障がい者活動団体 Fools
	濱高 栄貴	仁愛大学 大学院生
関係行政機関	上中 祥恵	武生公共職業安定所

◎委員長 ○副委員長

6 越前市地域福祉計画策定委員会ワーキンググループ員名簿

氏名	職名	所属	氏名	職名	所属
山本 與志彦	課長補佐	越前市社会福祉協議会 地域福祉部	岩田 ゆき	主幹	越前市長寿福祉課
児玉 勝	主幹	越前市社会福祉協議会 地域福祉部	吉田 和之	主幹	越前市長寿福祉課
嶋崎 美紀	専門員	越前市社会福祉協議会 地域福祉部	渋谷 絹代	副課長	越前市子ども福祉課
飯田 俊幸	就労支援 ナビゲーター	武生公共職業安定所	倉橋 美保	主任 専門員	越前市子ども福祉課 (子ども・子育て 総合相談室)
木下 恵美子	課長	県丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 健康増進課	山岸 昌子	主幹	越前市子ども福祉課 (子ども・子育て 総合相談室)
渡辺 裕子	主幹	越前市市民自治推進課	小木 充子	主幹	越前市健康増進課
内田 俊一	主幹	越前市防災安全課	立野 順一郎	副課長	越前市建築住宅課
平井 美季子	主幹	越前市生涯学習課	笛吹 英史	副課長	越前市教育振興課
ハマザキ タカノ アドリアナ エイコ	主幹	越前市市民課	橋本 康央	主幹	越前市産業政策課
瀧波 晴美	主幹	越前市市民課	佐々木 貴香 山田 晃頌	主幹 主査	越前市 まちづくり・総合交通課

越前市地域福祉計画策定委員会事務局

越前市市民福祉部長	小森 誠司
越前市市民福祉部政策幹	川邊 俊博
越前市社会福祉課長	出口 茂美
越前市社会福祉課副課長	神門 弘明
越前市社会福祉課主幹	伊原 尚子
越前市社会福祉課主査	波多野 翼
越前市社会福祉課主事	緒方 祐
越前市社会福祉課主事	山森 裕介

越前市地域福祉計画

発行日 / 平成31年4月

発行 / 越前市

編集 / 越前市市民福祉部社会福祉課

〒915-8530 越前市府中一丁目 13-7

TEL 0778-22-3000 (代)

ホームページ

